

昭和四十七年四月二十日(木曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 高橋雄之助君
理事

委員

宮崎	前川	中村	園田	亀井
正義君	旦君	波男君	清充君	善彰君

國務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林省農林經濟

農林省農地司長

農林省農林局長

局長

說明員

農林省農林經濟

后保險管理課長

板野 権二君

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員派遣承認要求に関する件

○土地改良法の一部を改正する法律案（第六十五回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付）

○委員長（高橋雄之助君）　ただいまから農林水産委員會を開会いたします。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○宮崎正義君　政府のほうから何か言うことがないのかな、質問の前に言うことがあるはずだよ。

○政府委員（小暮光美君）　昨日宮崎委員の質問にお答えいたしました中に、試験実施における連合会の収支についての数字、それぞれ赤黒ともに六、七千万円ということ概算で申し上げましたが、二十年の実績を果樹の種類別だけでなしに、三割、五割の方式別にそれぞれの連合会の段階で計算をいたしました。二十年間同じ組合に赤字と黒字がある場合がございますので、それをその勘定ごとに相殺するという操作をいたしまして、集計をし直しましたところ、二十年間で黒字になりました勘定の合計が四千三百万、二十年間で赤字になりました勘定の合計が四千六百万という数字になりましたので、あらためてこの数字を申し上げますと思います。

○宮崎正義君　いま改められて報告がし直されました、これは無理なことだと思えます。あのときは、その場所で計算をされたんですから、やむを得なかった処置だと思ひますが、少なくともこの委員會が開会になるのに、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案と、

あっていいはず。質問されて、そしてその場所であわくつて計算して、そしてそれがまた、違っておりましてと言って訂正しなければならぬような姿勢というのは、私はあまりかんばしくないと思います。

なお、私は、この資料は委員長にもお願いして皆さんにもいうことを言っておりましたんですが、「果樹保険連合会別過不足額」の資料を皆さんのお手元のようにお配りになったでしょうか。もしなければ、またあとでもお配り願えばいい

事なことになってくるわけです。事業を今日まで試験的にやっております、そしてその成果が四十四年、四十五年、四十六年——事実上は四十六年もわかっているはずだと思っんです、事実上決

ましよう。ですから、言うならば、四十六年までがほしいぐらゐの私はつもりなんですが、これはいま無理だと思ひますので申し上げませんが、これども、資料をいただきますして、たいへんお骨折りだ

の報告なのでございます。御存じのように、四十四年というのは、これはもう申し上げるまでもなく赤字でございます。四十五年がじやどのような処置を――掛金等の処置か

うかわかりませんけれども、いずれにしましても、四十四年と四十五年を分離して御報告を願いたいと思うんです。つけ加えるならば、三割方式と五割方式別々に報告を願いたいと思います。

政守委員（小高光美子） 四十四年の三割方式で

黒字になりました勘定の合計は、千十二万六千円でございます。それから四十四年の三割方式の赤字になりましたほうの勘定の合計が三千百三十三万円。これ対しまして、四十五年には三割方式で黒字になりましたものの合計が三千二百十五

万。それから四十五年に三割方式で赤字になりましたものの合計が二千四百六十六万円でございます。

それから五割方式でございますが、四十四年産五割方式の場合に黒字になりました勘定の合計が八百五十六万、赤字になりました勘定の合計が八百四十三万。四十五年産につきましては、五割方式で黒字になりましたものの合計が千七百三十一万、赤字の合計が四百九十三万ということになります。

○宮崎正義君　一日日の御答弁の中で、私、聞き間違えたかどうかよくわからないのですが、この試験実施期の制度を――四十八年に本法が施行になりまして、この試験実施期を引き継ぐときに、私がお伺いしたそのときの答弁では、たしか三割はそのまま継承していく、それから五割の分は試験実施期の終了の四十七年で打ちとめるというふうには私は聞いたのですが、それはどうなんでしょう。

○政府委員(小暮光美君) 臨時措置法は明年の三月末で制度としてはなくなりますので、臨時措置法にかかわる勘定は、それぞれ四十七年度に引き受けたものの経理が終わった段階で閉じる考えでございます。それをそれぞれ三割方式、五割方式ごとに経理区分をして経理します。

一昨日の申し上げ方が確かに二つのことを一緒にしたに申し上げたような形で、非常に間違つた表現になつたかと思ひますが、もう一ぺん整理して申し上げますと、三割方式も五割方式も、旧法によるものは、それで四十七年引き受けのものを経理し終わるもので終わるという形になるわけであります。そのほかに四十八年度から新たに新法に基づき勘定を起すということになります。

それから、そのほかに、ちよつとまぎらわしいことを申し上げますのは、実は新たにできますものは三割方式であるということから、新たにで

きますものに引き継がれるのに三割方式のものは矛盾なくいくだろうということをちょっと含んで申し上げたので、そこは言い方としては不正確で、それそれ三割方式も五割方式も旧法のものは旧法のものとして四十七年引き受けるということと、あとは残務整理、そのほかは新年度から三割方式の新しい勘定が起されるということになります。

○宮崎正義君 その点よくわかりました。

そこで、いま示されました赤字でございませうね、組合連合会の赤字でございませうが、これはどんなふうになつていくんでしょうか、四十七年までの終了の段階でどんなふうになるんでしょうか。

○政府委員(小暮光美君) あとまた実施が続くわけでございませうので、それぞれの勘定ごとに収支がどのように推移いたしますか、これは経過を見ないとわかりませんが、それぞれの勘定ごとにその残高は存続することになります。

○宮崎正義君 残高は存続するということになりませうと、その残高が四十八年から本法が施行される中に入っていく、そういう意味でよろしいんですか。

○政府委員(小暮光美君) 試験実施を終了いたしましたものの残務整理が済みました段階で自動的に消滅することとなく、それぞれ新しい勘定に引き継ぐという行為が必要なのですが、その際に、黒字になりましたもの、赤字になりましたものにつきましてそれぞれ新勘定に引き継ぐ措置が必要なのです。ただ、その場合に赤字を直ちにその場で処理しなければならぬかどうか、それが本勘定の方で何年かやっていて十分の蓄積ができた段階で試験実施の中の赤字を消す、具体的な操作をして消すという場合もあり得る、それから、そこまでいく間は、たとえば赤字の場合に赤字のものが別経理されて勘定として存続することがある、そういう趣旨で申し上げたわけでございませう。

○宮崎正義君 そうしますと、農民の側から考え

てみますと、掛け金を納めています。さらに終わりで納めていきますね。それが赤字になったと仮定して、赤字になったまま今度本法のほうでその間に打ち切られて清算されるか、あるいはまた、いまの答弁によりまして、存続をしていくような形になるものもあるやもわからないという答弁でしたが、そうなりますと、今度はまた四十八年度から農家のほうは、一生懸命に掛け金をしていくわけですが、この掛け金の今度は問題になってくるわけですね。この試験実施の掛け金は、単年度でやったものなのか、あるいは四十三、四十四、四十五、四十六、四十七年の五年間の長期掛け金をやったものなのか、この点どうなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 掛け金は毎年これを支払う形になります。ただ、掛け金の算定の基礎になる料率の考え方は、三十八年以降の平均を元に料率を算定した。しかし、毎年毎年共済にかけるわけでございませうから毎年掛け金を支払い、五カ年分を支払うという形ではございませう。

○宮崎正義君 そうしますと、四十四年の掛け金と四十五年の掛け金、これは引き上げられたようなことはございませうか。

○政府委員(小暮光美君) 四十五年に料率の改定をいたしております。

○宮崎正義君 ということは、

○政府委員(小暮光美君) 一昨日も申し上げましたけれども、試験実施でございませうので、試験実施の過程において随時料率の改定をいたしてまいったわけであります。それから新しい本格実施になりました場合も、最終的にはや長期的に安定した料率算定になることを期待しておりますが、当初はやはり比較的ひんぱんにこれを改定していくという形で臨むつもりでおります。

○宮崎正義君 引き上げられたわけですね。

○政府委員(小暮光美君) 引き上げがございまして。

○宮崎正義君 そうしますと、赤字を埋めるために農家の人はこの引き上げられた額でまた納めなければならぬということになるんですね。その

赤字が解決するまで引き上げられてくるというふうに考える——当然いまの御答弁だとそうなるのじゃないかと思うんですね。

○政府委員(小暮光美君) どこまでも被害の発生態様を料率という形で反映させるために実態をつかむことが本質でございまして、過去の赤字を消すための料率改定ということは考えておりませう。

○宮崎正義君 事実上そういうことになってしまふんですね。それは試験実施期間ですから、それはやむを得ないと思います。やむを得ないという語弊がありますけれども、そうあきらめるべきものではございませうけれども、試験実施期間なんですから多少のことはあつてもいいと思うんですが、先ほどの御答弁で、最初のうちは何というんですか、一年に二回とか二年に二回とか三年に三回とかまだいろいろあります。試験実施の段階ではどんなふうにかからず考えていくとすると、まだこれからするわけですね。四十七年という事実上四十八年まで及んでいくわけですか、どういふことなんですか、四十七年はどうする。

○政府委員(小暮光美君) 試験実施としての引き受けは、四十七年度で終わるわけでありませう。四十七年度は料率を交える考えはございませう。

○宮崎正義君 これは四十六年まででしようね。四十六年、四十七年で二回またやるのかどうなのかというのを聞いていたわけですね。二年に二回やるのかどうなのかということを知っているんですね。

○政府委員(小暮光美君) 試験実施の過程で六カ月の平均で申し上げますと、たとえば三割方式で四十三年が二・一八、四十四年が二・〇九、四十五年が二・七二、四十六年が二・八一という形で改定をいたしております。

○宮崎正義君 事実上四十七年に入るわけですね、四十七年ではどんなふうになるんでしょうか、予測ですか。

○政府委員(小暮光美君) 四十七年につきましては

は、実績を見て検討することになっております。

○宮崎正義君 そうしますと、いまのお話だと四十五年二・七二、四十六年二・八一というようにこの料率の引き上げというものはそれによって操作をして、そういう事業形態をスムーズに持っていく、こういうようなお考えなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 試験実施の段階でできるだけ妥当な掛け金率を見出すように努力いたしてまいり考えてございませう。

○宮崎正義君 これは大事な問題なんです。これはまた本法のほうでも非常に議論をされてくることになると思うのです。これが本法のほうでは、改正案が、百二十条の七の十一号ですか、四年ごとに料率を改定するというふうになっているのですか、どうなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 原則として四年ごとの改定ということになっております。

○宮崎正義君 そうしますと、過去の試験実績に基づきますと、毎年毎年やってきているという形になっておりますね。これでいいんでしょうか。これが心配です。四年ごとに料率を改正するというので、このままでは、頭打ちされればこれは問題でございませうけれども、当然日本の気象状態とか、あるいはいろいろな問題等で相当条件が変わってくると思うのです。その試験のときに毎年毎年料率のやり方を違えてまいって、今度本法では四年ごとに料率を改定するということになりませうと、ちよつと無理じゃないでしょうか。

○政府委員(小暮光美君) 試験実施は、先ほど申しましたように、掛け金率の正しい姿を求めるといふことも試験の一つの目的でありますから、これを果敢と改定してまいったわけでございませう。これを実績を踏まえまして本格実施に移行するわけでございませうので、本法のたてまえとしては、原則として四年に一回の改定というのを想定いたしておりますが、附則で、当初移行の時期にはもう少し小刻みの改定ができるということで、一昨日申しましたように、二年に一べんの改定を予定いたしておるわけでございませう。

○宮崎正義君　そうすると、この本法百二十条の七の十一号の四年ごとに料率というものを改定する、その根拠ですね、四年ごとという法の根拠。

○政府委員(小暮光美君)　収穫量そのものあるいは被害の発生態様、これはやはり農業技術の進歩等と関連するわけでございますので、そうした実勢をできるだけ反映させるということ。しかし、年々これが変わるというのでは、制度としての安定を欠きますので、これを従来水稲等では三年ということをやつてまいっております。果樹で四年と考えると、これは、一つの要素は、果樹には、実は樹種にもよりますが、俗にいう表年、裏年という現象が事実上あるようにございます。なかなか学問的に確認はできないのでございますが、統計的に振り返ってみますと、明らかにそういう形があります。そういうことを考えますと、過去の直近の期間をとるという場合には、複数のほうがよろしいのではないかと、四年というところで考えたわけでございます。また途中で、附則で、それぞれその規定にかかわる昭和五十年と五十二年、当初は二年おきに改定するということをお願いしたときも、二年というふうに考えたわけでございます。

○宮崎正義君　先ほどお答えがありました、二年ごとに二回の料率改定ということも必要であればやるといふことで、その点は了解をいたしますが、今度はこの掛け金の契約というところになりますとどういふことになるのでしょうか。

○政府委員(小暮光美君)　ちよつと御質問の趣旨がわかりにくいのですが。

○宮崎正義君　単年度料率の契約とするのか長期の契約とするのか。

○政府委員(小暮光美君)　契約は常に単年度でございます。

○宮崎正義君　そうしますと、四年と単年度のいき方を、一応は料率を四年ごととやっていくことにし、そして二年で二回やることにしておいて、今度は掛け金のはうは毎年々々掛け金を取るとい

うことになるわけですね。

○政府委員(小暮光美君)　さようでございます。これは毎年産ごとに共済に付するか付さないかということの自由が制度的には生産者側にある。実際には、組合の運営として会員と十分話し合ひまして継続的にそうすることを指導いたしますが、理論上は単年度の契約でございます。

○宮崎正義君　それはわかるのですが、私にもいろいろな情勢というものがどんどんどんどん刻々変化しておりますから、固定された掛け金等では、そのまま推し進めていくということはなかなか困難だと思ひますが、いずれにしても、納めるほうの、掛け金をしていくほうの側、試験実施期間における掛け金の率というのは、先ほどの率でまいりましたですね。今度は心配なのは、本法が施行されたようになってから非常な違いがあるのですね。二・一八とか〇・〇九とか、まあ四十五年、四十六年になつてくると大体落ちていくというのがあるんですが、果樹というのはそういうことと、ときおり大きな被害を受けるので、長年の安定ベースを今日までの歴史をたどつてきててもわりあいてきておりますので、一応うなづけるのですね。非常に心配するのは、毎

年変動があるのだからと、言ひながら、当初四年までの料率というものを頭に入れておいたものが変わってくるというふうな危惧を、あまりにも変化いたしますと持つわけですね。そういうことになることを私は心配して申し上げておるわけなんです。その点はどうなんですか。

○政府委員(小暮光美君)　確かに四年先のことまで予測できないということもあろうかと思ひますが、これはやはり共済制度は、生産者が相集まつて互いに助け合うという趣旨での共済ということでございます。組合がそのまま自己負担で動くという趣旨ではございません。そうではござい

ませんで、共済組合の経理がどのように推移するかということとは、共済組合の会員であり、これに参加している生産者の共通の利害であるわけであり

ます。これには掛け金の二分の一の国庫負担、あるいは支払いにあつたの異常部分については九五%を国が持つという二重の助成があつた上でのことでございまして、しかし、生産者としての負担の部分があるわけでございます。その部分について実績を追いながら共済の運営が円滑にいくような形に随時修正してまいりたいと思ひます。いはばこの制度の一つの初めからの考え方ではないかというふうに思ひます。ただ、大幅な国庫助成と最終的には国が異常部分については九五%を再保険という形で国がかぶるということで、根拠は担保としてございまして、自己負担の部分については、そこについて一つの保険の論理が貫徹されなければならぬというところで、掛け金率につきましても一定の形で改定ということが行なわれるわけであり

ます。ただ先ほど申し上げましたように、それはございまして相談の上でそれがきめられていくわけでございます。一度きめたら運命的に四年間掛け金を継続して払わなければならないという制度ではございせんので、指導上の問題は別として、制度的には単年度ごとに共済にかけるのか、ないかというこの判断を生産者がするというたてまえの制度になつておるわけでございます。

○宮崎正義君　異常部分とか政府の九五%という問題は、またあとでやつていきますけれども、もう一つ考えられることは、いま単年契約ですと、当然この制度の上からいっても、それはあたりまえだといふように思ひます。確かに樹園の移動があるはずで、樹園に移動があるはずで、これはなんかなんかふうにお考えになつていますか。どんなふうな移動があるか。私がちよつとヒントを与えますと、一類のものが二類に変わっていくようなこともあります。それからまた、さらには大きく樹園そのものが移動していくというふうなこともあると思ひますが、こんなようなことで、この四年というものと単年制の掛け金というものの考え方を……。

○政府委員(小暮光美君)　掛け金率は、おのずから設計が固まつてまいりますれば、一定年間安定

いたすほうがよろしいと思ひますが、共済に付しますほうは、いま御指摘のように、具体的にこれを見てまいりますと、たとえば樹体共済等につきま

して樹齡別に当然掛け金が変わつてまいるはずのものでございまして、したがひまして、年々継続して共済に付して、組合としてはきわめて円満にま

とつき合つてまいりまして、ある年度になりま

す。樹齡の面で一こま高いところに樹園が移るといふこともございまして、あるいは一昨日お話

がございまして、いまのところでは幼木を対象にしておりませんが、幼木が樹齡に入つてい

よことしから共済の対象になるということ、その年から面積をふやして共済に付するということもございまして、それから御指摘のように、果樹でございまして、それから御指摘のように、

果樹でございまして、それから御指摘のように、果樹でございまして、それから御指摘のように、果樹でございまして、それから御指摘のように、

果樹でございまして、それから御指摘のように、果樹でございまして、それから御指摘のように、果樹でございまして、それから御指摘のように、

側になりますと、四月ごろその掛け金をしなければならぬわけですね。運営上の問題にもなってくると思ひますけれども、やはりその立場もやはり考へてあげて、いまのような組合でいろいろな措置をとつてあげるようにすることもやっております。そういうお話もありましたものですから、それが指導上うまくいけるようにやはり指導はしていかなきゃいけないと思ひますね。私はそう思ふのです。だから、その国の立場でいえば、収穫期になつてでまう上から金をとるわけにはいかないよと、こうそれつきり木で鼻をくくつたみたいになつて、いかに捨てるよりも、先ほどの答弁の中の組合自体の中の技術的な操作、そういうものを力を入れてあげるような指導、育成というものをやりながら、この制度の呼びかけをしていかなければいけないのじゃないか、こう思ふのです。

○政府委員(小暮光美君) 決しておこたを返すつもりはございませんが、いわば共済といつても保険制度でございますから、やはりあらかじめ將來の危険を担保するために契約をして保険にかけるといふことでございまして、掛け金が先に支払われるという原則は、これは絶対曲げられないと思ふのです。ただ、農業の実態から見ると、現金収入があり支払い能力が出てくる時期が年間限られていくということが、月給取りなんかの場合と違ふわけでございますから、その意味で組合の運営上、先ほど申しましたように、契約は果樹の場合にはちよつと農作物と違ひまして時期が少し重複するわけです。花芽の形成期から収穫期までというところでいいますと、翌年の契約は収穫期の前に花芽の形成が始まるわけですから、そこで契約の当初に全額払わなければいけないというふうに押し切りますと、前の年の共済にかけましたくたものが、たとえば円満に収穫期になつて現金収入があるというその時期の少し前に翌年の共済についての掛け金を全額払わなければいかなぬかどうかという問題が起つてくるわけでございます。そこで、先ほど申しましたように、契約が成立して

一定のまず内払いをして、で、その意味からいへば前年度のものの、目下収穫期に入つたものの、その収穫が完了した段階で最終的な払いをするというふうなことを組合の運営上やることのできるというものを申し上げたのでございまして、どこまでもやはり共済も保険でございますから、いわば保険事故が起つた段階で、支払い金と掛け金を相殺するやうな形が起くることは最も慎むべきこととございまして、その点は御了解いただきたいと思ひます。

○宮崎正義君 その点はわかりました。そうしてその果樹保険臨時措置法が今日までやられてきておるのであります。その掛け金率も年々と変わつてきております。くだものををつくるという関係性あるいは需給の関係性等もありますが、農家が試験台にされるやうなことがあつてはならないと思ふのです。おわかりにならないでしょうか、私の申し上げる意味が、そのやうな運営のしかた、運び方では私はいけないのじゃないかと思ふのです。したがつて、先ほどお話がありましたやうに、国の場合の赤字は国がこれはやりますけれども、組合とか連合会の場合の赤字というやうなことになつて、これはどんなふうな、この臨時措置法の終わった段階のかりに赤字がそのまゝあらわれてきたというやうなことがあつたらば、組合とか連合会はどうなふやうな指導、処置のあり方というものを設けていくかということをもつてみたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) まあ農家が試験台になつてはいかぬという御趣旨は、私はわかります。ただ、この制度についての沿革を振り返つてみますと、実は三割足切り五割足切りというやうな形ではおそろくあまり共済金をもちうことがないのじゃないかというやうな御主張が、むしろ初期の段階には非常に激しかったわけでございます。一割か二割のところで払つてくれるというやうな制度であれば、あるいはそのかけました掛け金と試験期間中に生産者が受け取るであらうものとがバランス……。しかし、三割とか、五割とい

うことではほとんどもう機会はない。そこで、もし余つたらどうするんだ、試験というところでやつていて、余つたらどうするんだという議論は、この試験実施の発足のころには激しくあつたわけですね。実際にやりました経過は、一昨日来いろいろ御指摘に申上げておりましたやうに、当初の二カ年分、先ほど申上げましたやうに、赤字、赤字というやうな赤字のやうですが、赤になりまして勘定の合計と、黒になりまして勘定の合計は、ほぼバランスしておるわけですね。ですから、あらゆる勘定が全部赤字、あるいはあらゆる勘定が全部黒字というやうなことはございまして、自然災害でございまして、試験実施いたしましたもののそれぞれ樹種別に、三割別、五割別にそれぞれ別経理したもので、たくさん勘定があるわけですね。その勘定ごとと洗つてみますと、二年間で赤字になつておるものの合計と黒字になつておるものの合計が、ほぼ四千万円ずつでバランスしておるわけでございます。しかも、これらの試験実施をいたします背景には、一昨日も申しましたやうに、五、六億の国庫負担をいたしておるわけですね。ことに四十四年等の異常災害に對しましては巨額の国費を再保険という形で支払つておるやうなことでございまして、国が約六億円の再保険の支出負担をいたしまして、ある連合会では四千万円程度の黒字を持つておる。それから、ある連合会では四千万円程度の赤字を分担しておる、こういう形でございまして、しかも、これからまたさらに、三年分の実績が積み重なつて、それぞれの勘定ごとにいかやうに推移するかというところを見きわめるわけでございますけれども、これはいずれも新たな制度を創設するたため、その趣旨に賛同していただいて始まつた仕事でございます。しかも今回も新たな制度をしようという形になつてまいりました御提案申し上げておりますが、関係の連合会もすべて試験実施に參加いたしましたものは、新たな制度に參加したいという意思を現に表明いたしております。したが

ほんとうは赤字、黒字ともに新しい制度に移行していただいたらどうであらうかというのが私の率直な感じでございます。ただ、ものごとには経過がございまして、先ほど申しましたやうに、初期の段階で三割赤字、五割赤字ということでたぶん掛け捨てになるんじゃないかということが非常に強く言われましたこととの関連で、もし試験実施の段階で黒が出ましたら、関係者が希望するなら、むしろ無事戻しという仕組みを活用して環元したかどうかという議論が当時ございました。そのことについての質疑応答も本委員会で行なわれておるやうな記録も、私、承知いたしております。したがつて、その辺は最終的に試験実施が黒字で帳じりがでました勘定についての処理は、関係者がそのやうに意図するなら、これを生産者に無事戻しということで環元するという指導をするべきではないか。これはそういうことだから、安心して參加しようということを過去に言つたとすれば、それはそれを尊重しなさいかぬ。ただ、たまたま残ります若干の赤字は、いま申しましたやうに、大部分のものを国の再保険でこなし終つたあとの、しかも経過的な赤字である。これは保険の理論上、長期間にわたつていま申しましたやうに、わずか三年の実験でも黒字になるものと赤字になるものが、ほぼ同数になつておるやうな形でございまして、それぞれの組合ごと

せん。県別に見ていきますと、相当な赤字をかかえた連合会、これは容易じゃないと思います。やはり最悪の事態のことを考えながらいい方法を考へて、もちろん、私も考えなきゃならぬと思うのです。だから、私が悪いほうへ悪いほうへ話を持っていったらいいわけですね。悪いほう、悪いほうというのは、いつ何ときそんなふうになるかわからない。このごろの天候を見ましても、この三日間ばかり夏みたいに暑くて、そうかと思うと、その前は冬服じゃなきゃならぬみたいで、まるで気象状況をつかまえてみても、これはほんとうに不確定。したがって、こういう面から考えていって悪い面を考えていきますと、赤ばかりの県の名前を言ってもよろしゅうございませうけれども、皆さんがデータをお持ちになれば、私は、何も内容のことを申し上げなくても済むわけですが、でも、ですから、あとでやはりみんな先生方の関係しているところの地域の連合会、組合等があるんですから、よく実態を見ていただいて、やはり議論すべきことは議論していかなければいけないと思います。保険制度そのもの考え方というものはわかります。ですから、やはり実態の面から取り上げていって、今度はよくするために私も申し上げているわけです。決してこの制度が悪いなとかいふのじゃありませんし、これをよくするためには最善な考え方に基づいてよくしていくということが私の考えなんです。

そこで、私の気になるのは、農災法の九十二条なんです。共済金額の削減、第九十二条「共済金の支払に不足を生ずるときは、組合等は、命令の定めるところにより、共済金額を削減することができ」と、こうなっております。この趣旨の御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) 共済制度では、先ほども申しましたように、異常な被害が起こりまして巨額の支払いを必要といたしますような場合には、国が最終的に再保険という形で処理することになっておりますので、大筋においては国の肩入れによって制度が運行するように設定されております。

ます。しかし、組合がやはりモラルリスクと申しますか、保険にかかわる一つの自主性の確保と、これはモラルリスクの回避という意味で、一定の部分はいわば自まかないで持つということが制度のたてまえになっております。それは農業の実態から見て、できるだけ自まかないが少いように配慮はいたしてございませうけれども、とにかくあるわけですね。したがって、その自まかないの分を処理する責任があるわけでございますが、その際に、異常な災害の場合には、その自まかない分が当該組合の手持ちの準備金の額等との見合いで負担が過重になるというふうに認められます。場合に、必要やむを得ざる場合に限り支払い金額の一部を削減することを認める、こういう制度でございませう。なお、ちなみにこの削減は実行上はきわめてわずかしかなわけておりません。現在、共済の連合会はその相当の法定の積み立て金並びに自主的な積み立て金を保有いたしまして制度の運営の基礎がやがて固まっております。削減の手段に訴えることはできるだけないように指導いたしておるわけでございます。

○宮崎正義君 私、それは当然だと思ひます。心配しておりますのは、先ほどから議論をしております組合なり、連合会なりの赤字をかかえたまま、このまま入っていくと、この事項が心配されてくるわけなんです。その点どうなんでしょうか。本法との結びつきで試験実施との関係から生じてくるものに対する考え方……

○政府委員(小暮光美君) 先ほども申し上げましたように、これは全勘定が試験実施に關係した三割、五割、六割というところで分けますと、ずいぶんたくさん勘定になりますけれども、この全勘定が赤であるとか全勘定が黒であるということになると、むしろ保険設計はおかしかったということになるはずでございます。おおむね同数といえますか、おおむね同額の赤と黒が短期的に見ると出ておるといことは、これはむしろ保険に乗り得る仕組みであるということ、試験実施の過程の中から出てくるというふうには実は、私

は見えております。したがって、この赤はいわゆる経営の不始末とか、あるいは設計の不備に伴う赤字の累積という赤ではございませんで、何年かで長期的にバランスさせるという趣旨での自然災害に対処する制度としては、経過的にやむを得ない経理上の赤、黒の話であって、まあ、いわば固定負債というふうに見ておられる必要はないというふうに見ております。その点をまず御了解いただきたいというのが第一点。

それから共済組合は、実は、それぞれの勘定ごととに経理を明確にするということ、それぞれの仕事が見通しできるように経理上はもちろん、明確に指導しておりますけれども、これは組合員が御承知のように、大体農家というのは、その地域でいろいろな作物を皆さんでやっておるわけですね。そういう組合員がつくっておる組織でございます。そういう勘定ごととに積み立て金を保有し、最悪の場合には、相互の積み立て金の取りくずしということ、当然組合の総意で認められる仕組みになっております。で、そういう観点から見ましても、現在共済団体が全体として保有しております、まあいわば自己資金と申しますか、そういう積み立て金の額は相当巨額なものでございまして、これは水稲共済等を円満に遂行する過程で法定の積み立て金等をしてまいったわけでございます。

それから果樹につきましても先ほど申しましたように、半数の勘定は経過的に黒字で、半数の勘定は経過的に赤字であるということでございます。で、この問題の処理につきましても、通常の不良資産の処理という形で考えるよりは、むしろ経過的な経理の処理だということと考えてまいるのが適当であらうと思ひます。したがって、この分を消すために掛け金率を不当に上げる、あるいはこの分を消すために削減をするというふうなことを認める筋合いではないというふうに考えております。

○宮崎正義君 保険の性格からいっておっしゃっていることはわかるんですが、どこまでもこうい

う削減の事態がきた場合の過去の、さっきお話がありました過去にあったとか何とか、その事例と、それからもう一つは、基金がありますね。基金をどうして用いていくような、お互い国も、まあ農業団体等も一緒になって基金でなぞ補っていくような考え方をしないのかということなんです。その二つの点……

○政府委員(小暮光美君) 最近二十年の削減の実績を申し上げますと、水稲の例で申し上げますと、昭和四十四年度産には支払うべき共済金額として算定されたものが二百四億八千四百万円でございます。これに對しまして削減の規定を發動して削減いたしました金額が三千二百五十五万円、率にいたしまして〇・一六％でございます。それから四十五年の水稲につきましても、支払うべき共済金額として算定されたものが百二十五億六千九百万円。これに對しまして削減いたしましたものが千三百九十万円。〇・一％ということになっております。なお、比較的削減の多かったものは春の蚕繭で、四十四年に一・三八％ということでございますが、逆に家畜等では二十年を通じて四十四年に〇・〇二、四十五年は全然ないというふうな形でございます。

それから第三点の基金との関係でございますが、御指摘のとおり、共済基金は、このような問題に対処するために、共済組合に対して資金を貸し付けていることが共済基金の一つの機能になつております。共済基金を活用して削減を回避している例はたくさんあります。

○宮崎正義君 まあ基金で借りれば、また借金するから、この考え方はまだいふんいろいろな論があるわけですが、いずれにしても「命令」といふのは何を基準にしてのお話なんですか。○政府委員(小暮光美君) 施行規則の第九十二条に關係の規定がございませうが、「共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額をその支払に充てなう不足を生ずる場合に限り、定款等の定めるところにより共済

金額を削減することができる。」というところで、以下各号で先ほど申し上げておりますようないろいろな準備金、不足補てん金のことにつきましてそれぞれ詳細に規定いたしてございまして、日ごろそういうことのために準備金を持つことをやっておりますので、それらのものを取りくずして、なおかつ不足があるという場合に、あらかじめ定めた定款の手続に基づいて共済組合等が行ない得る、こういうことでございます。

○宮崎正義君 いまお話をいたしました十九条ですね、十九条のこの二のところはどうなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 十九条の第一項二号ですか、二とおっしゃるのは。

○政府委員(小暮光美君) 十九条の二ですか。

○宮崎正義君 はい。この説明がなかったのですが、これにも関係してくるんじゃないですか。

○政府委員(小暮光美君) 今回の改正が成立いたしますれば、十九条の二の中に果樹に関する勘定というものを追加することになります。

○宮崎正義君 省令で入ってくるわけなんですね、そういうことになりますか。

○政府委員(小暮光美君) はい。

○宮崎正義君 そこで、九十二条の先ほど来のお話なんです、これはあくまでも指導が大事の面だと思えます。この保険の性格からいって、ほかの保険の制度もこの事項がみなあるようでございます。ですから私はこれを削除しろとかなんとかというそういうことで申し上げているわけじゃない、この法の精神というものがこれはどう運営していったら指導していったら連合会等の不足金が多くなったときにどうして処置をするかという、施行細則の中ぐらいに、こうした場合には基金等でこうしてやりなさいよというようにうかね。そう私は思うんですが、どんなもんでしょう。

○政府委員(小暮光美君) 削減の問題の前提とし

て、要するに共済組合に共済にかかわる危険負担を歩合で保有させるという基本的な考え方でございますけれども、自然災害による農業災害を補償するわけでございます。農業政策上、農家の経営の実態あるいは日本農業の零細性というふうなことから考えまして、できるだけ国が手厚くあらゆる面を見るべきだということに思いますが、しかし、やはりこれは一つの保険制度でございますから、会員相互の公平と申しますか、制度の運営の適正、いわゆる保険にかかわるモラルリスクの回避ということがやはり制度としてぜひ必要だ、こういうことがございまして、組合に歩合で責任を分担させるということを考えておるわけでございます。したがって、それはやはり組合として赤字が出たときに対処するという問題だけでございまして、やはりできるだけの問題を多数獲得して危険分散がはかれるよう、一部のきわめて危険な地帯の人だけが入って、作柄の安定しているところは入らないというような逆選択が起これたり、全体の評価とか運営面に親方日の丸式の意識が出たりということがないように、組合としても非常に努力しておるわけです。そういう形で、組合としては保険制度としてこれが円満に動くようにということをお願いして、運営に努力をいたしておるわけでございます。

私どもとしては、その組合の努力を高く評価いたしまして、国としてもできるだけその面に事務費の援助その他を通じて指導上これを援助したい、かように考えているわけでございます。そういう形でございまして、なおかつ異常な災害の場合、国がかなりの部分を請け負っても、いま申しましたように理論上組合に歩合で責任部分を持たせてございまして、その分の支払いの義務は組合にある、こういうことになりますので、やはり削減というのは可能な限り避けるべきだと、また削減をしないように日ごろ的確に資金の積み立て等をしておくべきだということに考えます。

にするために、金を貸すということで基金の制度ができ上がっておりますので、基金に関する法律の立法の趣旨からいって当然こうした問題について基金と共済組合は協力すべきであるというふうに考えまして、そのように指導するつもりでございます。

○宮崎正義君 基金からの過去の実績とかということは長くなりますからやめまして、端的に、いまのお話を私は伺って、この削減処置があるけれども、これはもうほんとうに指導上が重要である。たとえば百万円支払いをもうべきものが七十万円しかもらえなかった、こう押えられて痛めつけられたままで、おまえはこれだ、百万円の損害をこうしよう、こうしよう、百万円の損害をこうしよう、百万円がまんしろと、こうほんとに受けて七十万円がまんしろと、そういう極端な例を申し上げてみたわけですが、そんなようなことになると、これは一番心配だということになります。これは特に指導行政の面で、基金の転用ということもはつきりしてうたてあけるぐらいな指導、育成ということが大事だと思います。やはり、私の意見を申し上げたわけですが、そのように将来はやっていただくことを希望を申し上げます。

それからさらに、掛け金率を求める方法として百二十条の七の②というのに「危険階級」とございしますが、この「危険階級」について御説明を願いたいと思えます。

○政府委員(小暮光美君) 共済掛け金率は、制度全体としてナショナルベースでバランスがとれたものを原則に割り振り、これをさらに市町村に割り振るという形でございまして、都道府県につきましてこれを都道府県一本というところでなしに、県内を危険の程度に応じましてさらに細分することとを認めておるわけでございます。その場合に、農林統計の市町村別の果樹の年次別収獲統計といったようなものを基礎にいたしまして、地域ごとの被害の程度を示す指標を作成いたしました。また、市町村別に作成しましたこの指標をもとに

して、さらに被害の類似する市町村をグループにするというような操作をいたしまして、県内を幾つかの危険階級に分けるというようなことを考えておるわけでございます。ただ、これはあまり細分いたしますと、また危険分散という保険のものの一つの論理と抵触いたしますので、俗に県南、県北と、あるいは大きな山脈等ではっきりと西、東に分かれておるような場合、明らかに自然条件が違いますので、そういったようなものを分けるというふうなことを想定いたしております。

○宮崎正義君 これも相当論議の点があるんですが、これは割愛します。ただ、その統調で出したものに、いまお話をいたしましたね、年度どれぐらいに見ているのですか、平均年度。

○政府委員(小暮光美君) これはやはり四カ年の移動平均というふうな形のものを基本といたしております。

○宮崎正義君 これは四カ年の期限でどうでしょう。私はこの間ではちょっときめられないのじゃないかと思えますが。

○政府委員(小暮光美君) いま申し上げた四カ年の移動平均値をもとにするということでございます。それから、できるだけ統計が入手できる限りの期間につきまして、ただ、年次変動の非常に激しいものですから、四カ年の年度平均をしながらその値を求めるということでございます。

○宮崎正義君 まあいいです。この危険階級という、危険度の設定というものをいまのどのようきめていくかという、南とか北とか、あるいは山脈地帯とかというふうなお話がありましたけれども、このきめ方も、果樹なんですからやはり相当差が出てくると思えます。この点なんかも十分に私は土地柄の状態というものを掌握していかなければいけないのじゃないか、こう思うわけです。それで特にこれは伺ってみたいわけです。もつと分析したいんですが、先ほど出てまいりました通常標準被害率といいますが、あれは百三十五条でしたか、通常標準被害率の算出の根拠、また通常標準被害率をこえる部分についての、最初に

標準被害率についての算出の根拠といいますが、それを御説明願いたいと思います。

○政府委員(小暮光美君) 算式の問題でございませうのでお許しが得られれば担当課長から御説明したいと思ひます。

○宮崎正義君 けっこうです。

○説明員(板野樺二君) 通常標準被害率につきましては、過去の一定年間の被害率を基礎にいたしまして、原則として二十年間ぐらい考へておりますが、当面はデータの制約もございまして、九年間の過去の被害率を基礎にいたしまして、ポアソン分布という方式をあてがひまして、ポアソン分布と申しますのは、いわゆる程度の被害率が、発生する度合いが、度数がたとへば一〇%の被害率が過去二十年間に何回、五%ぐらいが何回という度数分布の分布でございまして、このポアソン分布方式に基づきまして、その度数のうち九五%をカバーするような線でもって通常標準被害率とするというふうに考へております。この方式は過去の他の共済事業にしまして用いております方式でございまして、そういうふうにして定めまして通常標準被害率を基礎にして被害率を算定する、こういうふうに考へております。

○宮崎正義君 そうしますと、算定の根拠というのは聞いたんですが、算定方法ということになりますけれども、形式的な面でややくとややくと公理とかいうようなことになりましてややくとややくとありますが、いただいた資料がございませうね。この参考資料もらってありますね。参考資料として私、持っているんですが、こういうやつ。これらの参考資料をわかりやすく被害率の面から四十四年、四十五年被害率がありませうね、一番最初の。わかりやすくこういうものなんだということをは端的に説明していただければ一番皆さんにわかるんじゃないか。

○説明員(板野樺二君) ほんとうでございませうと、図解で申し上げるとよくわかりいただけると思うのでございますが、一つの例で申し上げます。

すと、ある果樹につきまして過去九年間の年々の被害率をここで一応見るわけでございませう。その年々の被害率にいま申し上げました考え方に基づきます通常標準被害率をあてはめまして、それでその通常標準被害率以下の部分は、以下の部分だけで平均を出す。また通常被害率以上の部分は以上の部分だけで平均出しまして、その合計をもつて共済掛け金率とする、こういうこととございませう。

○宮崎正義君 これは削減払いの規定の組合とか、あるいは連合会の、政府の責任分担の關係にずっと關係してくることでございませう。それで続けて

それで、改正案は百二十三条及び百二十五条にそれぞれ責任分担關係が規定されておりますね。この法律、前川委員のお話がありましたように、読めばまことに頭の痛くなるような、ややこしいことが長いこと書かれてあります。これだけ読んでいきましても、なかなかよくわからないですが、まあ一生懸命勉強いたしまして、どうにか薄ぼんやりながらわかつてきたわけですが、この連合会の責任として、先ほどお話がありました削減の責任の分野におけるところの關係性の異常被害部分を設定したということですね。これは同じようなとり方をしようといふのでございませうか。先ほどの局長の御説明がありましたけれども、同じような考え方を受けとめていいんでしょうか。この点について説明を願ひたい。

○政府委員(小暮光美君) 結局、責任の分担のしかたとして通常被害部分の一部だけを組合に持たせるというふうなことをやれば、おのずからその責任の起る大きなことというものは、一定のワツクの中に入つてしまふから、それであればあまり削減なんという事態は起るはずはない。そういうものに必要程度の準備は、当然掛け金の中に確保しておかなきゃならない。その掛け金の負担が過重であれば国庫補助で減らすのが筋であつて、それだけ用意しておかなきゃならぬということになります。先ほど申上げましたように、

うに、やはり共済制度という一つの保険制度でございませうから、モラルリスクを減じ、みんなの制度だということとで相寄つてこの制度を盛り立てていくためには、ごくわずかの率でございませうが、異常被害部分についても、およそ起るであろう事象のほんの一部について全責任を負う、こういうものの考え方をするわけでございませう。そこで支払いを必要とする金額というのは被害の程度によつて大きくも小さくも出てくるわけですね。どんなに大きくなつてもその一割ですから通常分の一割じゃなくて、通常分と異常分の別なく一割はこれが元受の責任だ、そうすると、あと九割は残るわけですね。その九割のうちの通常分にかかると、これは全国連合会が初めから責任を持ちます。それから異常分については五%を連合会が持ちます。ということにいたしました。そこで政府は全体の一割を元受の単位組合が責任を負つた残りですから全体の九割、全体の九割の中の異常部分、その異常部分の九五%、これを政府が持ちます。こういう形になるわけですね。

そこで連合会につきましても、組合につきましても、理論上、日ごろどんなにまじめに積み立てておいてもちよつと単年度では対応しがたいようなものがくる可能性がある、異常部分も含めて、それぞれ一割とか五%とかいうわずかの制度を維持するために必要と思はれる最小限度の自己責任分ですから、大体においてこなるはずですが、理論上はそこをどこで非常に大きな金額にしたり削減するという仕組みが別途あるわけですね。こういうこととございませう。

○宮崎正義君 異常部分の責任分担がなければその削減払いの規定も必要なくなつてくるのじゃないでしょうかね、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(小暮光美君) そのように御理解いただいてけっこうです。

○宮崎正義君 いいわけですね。また一番最初の理論に戻つてくるわけですが、試験実施の段階で赤字があります。その赤字が継承されてくるという

うことになりまして、本法が当初から発令されるときから赤字になつていくという形に連合会とか、あるいは組合分であるところがあるのじゃないかと思うのですが、この責任分担の額はそのまま継承されていくようになると思うのですが、それはそう解釈してよろしいのですか。先ほどはそういう面とまたそういうものじゃないものがある、この点をもう一度明確にしたい。

○政府委員(小暮光美君) 先ほど御説明しましたように、切りかえの時期におきまして区分経理しましたものが赤のままで新制度に移り移るという組合があり得るわけですね。しかし、別途先ほど申しましたように、その時点で切れば、赤字という組合もほぼ同数あるということとございませう。

○宮崎正義君 ですから、その赤字のまま継承されるということになりますと、削減払いというものが非常に心配になつてくることになるわけですね。この点についてどういふのでございませうか。この本法の通常標準被害率というものの算定の行き方等から論点が及んでくるようになるわけですね。大体の率はどれぐらいなんですか。現在どれぐらいで押えているんでしょう。通常標準被害率ですね、大体どれぐらい、いままでの経過から見ていきますと、試験実施経過から見るとどれぐらいの率で押えていますか。

○説明員(板野樺二君) これはまだ九年間――最終的なデータ全部そろつておりませんが、現在われわれのほうで試算いたしておりますところでは、たとえば温州ミカンについて申し上げますと二・八%ぐらいでございませう。

○宮崎正義君 ナシは。

○説明員(板野樺二君) 樹種別に申し上げますと、夏ミカンで若干高くなつております、三%、リンゴも大体三%。それからブドウは二・七%、桃で二・九%、ナシは二・四%ぐらいでございませう。

んですか、むずかしい諸問題がございます。私は今回はナシだけをとりえて、ナシ一本ですつと質問を続けてきたわけですが、いまの率からいきますとナシが二・四ということですから、この通常標準被害率というものの算定によつては非常に大きく変わっていくような面もございまして、先ほどの御答弁だと、九年間のデータに基づいてると言われるわけですが、それ以上のもはだめなんでしょうか。この四年目ごとによつていくということ、それから裏表の作のいき方から考えてみて、もう少し幅を持ったほうがいいものになると思うんですけど、この点はどうでしょう。

○説明員(板野棟二君) 九年間と申し上げましたのは、現在われわれのほうで持ち合わせております被害率のデータは、三十八年以降でございます。したがって、出発当初におきましては九年間でございますが、たてまえは二十年間のものをとりたいというふうに考えておりますので、事業実施に伴いまして、逐次その結果の出次第を加えていくことになりまして、平常な姿になりますと二十年間のデータになる、こういうふうと考えております。

○宮崎正義君 時間がだいぶ過ぎましたので、次の問題に入つてまいりますが、この加入方法なんです。果樹保険臨時措置法に基づいて果樹共済制度があるんだということを知らない人が非常に多いんですね。で、一昨日の回答によりまして、九一%の高率で入つてると言いますけれども、試験制度があったということすら知らない人たちが、現場へ行きましたら、ずいぶんそういう声を聞くわけです。これは限られた特定の地域で試験制度というものをやりになった関係じゃなからうかと思うんですが、この点どうなんでしょうか。

○政府委員(小暮光美君) 九一%と申し上げたのは、最高の共済金額を試験実施では六割としたわけですが、その最高限度の六割に対してどういう金額を選択したかというのを試験実施で見ますと、九一%のところを選択したという趣旨でござ

いまして、加入の広さではございませんけれども、ただこの果樹共済の問題につきましましては、果樹園芸の特殊性から見まして全国画一の問題でありませんで、それぞれ主産県の主産地というところを中心に試験実施の相談をいたしたわけでございます。試験実施の設計に至りますまで、ずいぶんと関係者の会合もひんばんにいたしておりました。関係者の間には周知徹底いたしておりました。ございまして、ただ全樹園地面積のおおむね六%という形で試験実施を現在やっておりますので、その国内の全地域に詳細に内容がわかつていっているという点ではできないと思ひます。ただ、この法律を、本国会でお願いしております趣旨も、一つには共済関係の法律は料率の問題、その他きわめて具体的なことが法律事項になっておりますので、一年前に法律が成立して、それを十分各地域に浸透させて準備いたしましたこと、来年度の四月一日から実施できないということ、これまでもいづつも保険関係の法律は、実施いたします年の前の年の通常国会にお願ひしております。ほかの助成事業でございまして、その年の通常国会でお願いして御承認いただいて直ちに実施に入るといふのが通常でございまして、常に一年早くしておるといふのもそういう事情でございまして、できるだけ御承認がいただけた時点で翌年一年間かけて徹底にこれを理解していただけるような措置をとりたいた、かように考えております。

○宮崎正義君 大臣の出席の午後からの都合があるお話がございまして、私の質問もうまく休憩時間と大臣の出席の時間等をお合はして質問をしてもいいという希望でございまして、そのように私も取り計らつてまいりますが、あとからまた午後から残つていられるのが若干ございまして、時間もまだ若干ありますね、大臣がおいでになりましてからまた質問をさせていただきます。

これで午前の質問終わりたいと思ひますが、いまのお話の普及活動、また同時に指導方法、指導員のあり方、この人的配置、これは前川委員が一生懸命になつて要請なり、また不備なる点をお

しゃつておられました。まさしくそのとおりだと思ひますので、一年間の普及期限があると言ひましても、実際は一年間ありませんし、さらに共済制度というのはいくらもやそつとじゃわからないですね。すぐ吸い取り紙がインクを吸い取るみたいにすつとすつと入つて来ない制度であります。どうも一生懸命につくつていっているほうの人だけが計数的になかなか理解しにくい、——理解の早い人も大いにおいででございまして、保険制度というもののあり方をみ込むのが容易じゃないと思ひます。したがって、この点に十分に力を入れていっていただきたい。

さらには、個人加入の場合、組合の単位にしないのでその任意加入で個人で加入した場合、そういうふうな個人でやりたい者も出てくるのでありましようし、組合で義務加入をして入ってくる者もあるであらうし、特に個人の任意加入で入ってくる人たちが問題になってくるのでありましよう。そういう点につきましても考えを伺つて、午前の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) 私どもも実は、果樹共済の問題につきましましては、水稲共済と違ひまして、従来比較的關係が薄かった地帯があるはずでございまして、したがって、この制度を非常に円満に動かすためには、果樹の生産出荷面を直接担当してきております農業協同組合等の全面的な御協力が必要であると考へまして、資料の問題その他につきましても、わざわざ法律でそういうお願いができる——これは別に罰則も何もございせん。できるだけ民主的にやる制度ですから、罰則等で縛る趣旨じゃございませんが、法律の中にそういう生産者団体に資料のお願いができるという規定まで入れまして、そういう各種団体の一致協力のもとにこの制度を盛り立てていただきたいとお願いいたしております。水稲共済は長い歴史を経ていまの精密度までまいつておるのでござい

ますが、果樹共済がその同じ熱度までいくのにはたいへんな努力が要るだらうと思ひます。その点に

つきました。役所としてもできるだけの努力をこれに傾注したいというふうな考えでおります。

なお、加入の問題につきましましては、個人で任意にこれを選択するというのが制度の本旨でございまして、できるだけ制度が、危険分散の実質を持つて、よい制度として運用されますためには、主産地では皆さんがこつてこれに参加するといふ形のほうが、保険理論としては望ましいと思ひます。そこで、組合が三分の二以上の多数で議決して、組合員が民主的にそういう意思決定をなされば、それは強制加入というふうにする事ができる道を法律上つくつたわけでございます。しかし、制度といたしましては、果樹農業が選択的拡大という形で、いわば適地適産という角度で発展してまいる農業の分野でございまして、この関係の皆さんもきわめて前向きな積極的な農民の方であると考へております。任意加入の姿で、しかも十分に実質があるような形に運営されるというふうに期待しております。

○委員長(高橋雄之助君) 暫時休憩いたします。午後一時から再開いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時五十分開会

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

午前に引き続き農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○宮崎正義君 午前中大臣がおいでにならない間に、試験実施の果樹保険臨時措置法に基づく組合とか連合会等、今日生じておる赤字をどう処理するかというふうな問題、さらには掛け金率のとり方をどんなふうにしていくかという問題、あるいは農業法九十二条による共済金額の削減の問題等の指導体制等のあり方、あるいは加入方法等を、午前中大臣がおいでにならないまま話を進めてまい

りました。せっかく大臣がおいでくださいましたので、私の本法案に対する質問を閉じる意味におきまして、大臣の所信を二、三伺って終わりたいと思います。

一つは新種共済の検討についての沖縄対策について、今日まで研究されておりましたパンととかあるいはサトウキビ、これらをどんなふうな考え方をしておられるか。四十七年度には調査費等がついておるんで、四十八年度実施ということになり、大体実質的には四十九年ということになるのか。これらの点につきましてのお考えを伺っておきたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) サトウキビにつきましては、琉球政府におきまして一九六四年度から被害地を中心として調査を実施しております。さらに料率の算定及び基準収穫量など、保険設計上の仕様の整備をはかるべくいま進めております。それで、そういう意味で制度化の検討を早急に結めたいと、いろいろ何年度、何年度というお話もありましたが、それはまあ早急ということで御了承願いたいと思います。

パイナップルにつきましては、琉球政府におきまして、これは一九七一年度から調査に着手して、サトウキビよりおくれはありますが、保険設計の仕様の整備するためにはなお数年の調査を必要とするような状況でございます。そういう意味で調査を継続して、その結果によりまして共済制度化について検討いたしたい。でございますから、いまの検討の状況から見ますとサトウキビのほうが早い。こういうことで、時期は検討の結果を待ってきめていきたい。こう思っております。

○宮崎正義君 沖縄のほうのことは、この程度にきょうはしておきたいと思えます。

次には、果樹の植栽あるいはその果樹振興対策として考えていかなければならないことは、農業禍による天敵の増減が今日までいるような状態でございます。いまハチ十四に一人一人というぐらいにまで言われております。実際の現地に行ってみ

ますと、ハチで交配するというようなことは、ごくまれになつておるといふような実情でございます。交配の花粉採取と受粉作業には相当な労力と費用を今日積み重ねていくわけですね。私は四十年、四十一年、ずうっと予算委員会でも農業問題を取り上げてまいりまして、今日では農業といえれば、国民の皆様も農業禍というものはいかにおそろしいものであるかというところはわかってまいりましたけれども、当時はまだそれほど国民の関心の中になかったその時点で私は取り上げまして、この天敵の培養というのをどう考えるのか、これをどんなふうな計画を立ててやっていくのかというのを質問をしておるわけです。その後私も伺っております。この際、大臣のお考えを聞かしていただきたい。

さらには、有機物含有農薬、この使用の規制とか制限等をどのように農林省はチェックしながら、この果樹振興対策というのに対して考え方をしたいのか、大臣に伺いたいと思えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 天敵の利用という新しい問題でございますが、そのことに對しまして、御関心を持って御質問なんかに受けておりますことは、非常に宮崎先生の卓見だと思えます。農林省としても、まあ根本的にはそういう問題からいろいろ農災害のようなものをだんだんなくしていくということを考えるのが適当だろうと思えます。そのような意味におきまして、局長のほうから、これは科学技術のことでもありますし、局長のほうからいまやっております状況を御説明申し上げます。

○政府委員(荒勝肇君) 御指摘のように、最近来、非常に農業の過剰といえますが、農薬の使用によりまして天敵の系統が非常に減つてきておることは事実でございます。いわゆる当面の対策とからみまして、またなお、気象災害によりまして、受粉あるいは受粉の問題がともすれば天候に左右されまして、さらにこん虫がおりまして、その能力が非常に欠減する機会が多いものでございますから、われわれといたしましては、果樹農

業振興対策の一環といたしまして、広域産地形成事業を推進するにあたって、それぞれ一種の花粉バンクと申しますか、青森、いわゆる落葉果樹地帯のリンゴ地帯とか、ナシ地帯等については、それぞれ花粉をふだんから保留しておく施設を設けるよう指導している次第でございます。

なお、これは畜産局の所管でございますが、私のはうも一緒にございまして、ミツバチの育成もその一環として考えてございまして、これに對しましてミツバチ、ハチミツをとるのみならず、こういう受粉能力の回復ということも相からませまして、ミツバチには一種の無税の砂糖を加工したものを配布するという対策を出しておる次第でございます。

○宮崎正義君 アメリカでは、御存じのように、非常に進歩しております。私は、ですから、もうまる七年くらい前から天敵ということに對して當時笑われながら予算委員会でも質問したわけですが、いずれにしても、農薬禍というものは、有機物を使用しているということ、このチェックが一番大事だと思う。このチェックのことについては、いま御回答がなかったのです。農薬の使用制限とかその規制、そういうものをどう農林省はチェックしていつているのか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 詳しいことは、実は、技術会議の担当者から私もそういうことを聞いておったのでございますが、私もよく頭にないので、いいことだと思つても、でございますから、とてもいま答弁私にはできませんが、御質問の趣旨はよくわかつておりますし、技術会議のほうでそういう方面を研究しておりますから、ひとつ研究を進めさせたい、こういうふうに思っています。

○宮崎正義君 私が時間とつていうわけにはいきませんが、これで最後にいたします。

果樹の輸入自由化等の問題にからみまして、今後の果樹振興対策、それに伴つての共済制度というものをどのようになまめ方をして制度の発展策を考えていくか、最後にお伺いして私の質問を閉じたいと思つております。大臣の所見を。

○国務大臣(赤城宗徳君) 自由化との関連でございますが、再々申し上げておりますように、日本の農業は、畜産とか果樹とか、そういう方向に相当力を入れなければならぬ。これは自給の關係から言ひましても、自給度の足らぬものは自給度を増し、あるいは自給度を増すような方向にしていかなければならないし、また、そういう意味において、自給度の面からいっても、米は自給度をちよつとオーバーしておりますから、オーバした面だけは少なくして、畜産あるいは果樹、野菜、そういう方面に転換をするという意味におきまして、果樹産業といえますが、これは非常に私ども農業の立場から見ても重く見ておるわけでございます。でありますので、こういうものがだんだん国際競争力が持てるような方向にいくまでは、いかなければならぬ段階ですから、その場合に、自由化というようなことでせつかく伸ばさうとする芽をつむようなことは絶対にやるべきでない。でありますので、こういう果樹などについての自由化は、私は要請がありましては拒否していきま。ただ、その中で、需要が相当ありますから、ある程度輸入のワケを少し調整するといえます。これは実情をよく、需給の状況などを勘案して、慎重にこれはやっています。そういうふうにおきまして、そういう方向へ果樹農業というものを持っていくということでございます。果樹振興もどんだん進めま。同時に、災害といひますか、支障を来さないように、木でいえばじょうぶな木が育つように、きつちやつと話が出ました。が、病虫害で木なんか弱めるというふうなことは木の成育が悪くなります。それと同じような考え方で、この農業災害補償法に果樹を入れて、そうして果樹振興が支障のないように、あるいはすくすくと伸びるようにしたいと、こういう位置づけのもとに、今度皆さんに御審議をいただいで、ぜひこれを通して、進めるようにしていきたい。

こう考えておるわけでありませう。

○委員長(高橋雄之助君) ちよつと速記をとめてください。

【速記中止】

○委員長(高橋雄之助君) 速記を始めて。暫時休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後三時十二分開会

○委員長(高橋雄之助君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

まず、委員派遣承認要求に関する件についておはかりいたします。

土地改良法の一部を改正する法律案審査のため委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認めます。

つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを本委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋雄之助君) 休憩前に引き続き、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○辻一彦君 私、果樹共済の問題で沖縄の農業と関係の深いパインの問題、それからどこにも共済の関連の場がないので、それに関連してキビの共済問題について触れてみたいと思います。十月五日と十二月の二十五日農林水産また沖特との連合審査で、この問題に若干触れたのでありますが、共済問題には時間をかけることができなかったわけでありませう。そういう点で、若干の時間をいた

だいて質疑を行ないたいと思います。

私、昨年の九月に沖縄の農村のほうに参ったんでありますが、そのときに非常に干ばつの中でキビとパインが非常に壊滅的な打撃を受けておった。これはもうほとんどの方が十分御承知のとおりであります。そういう中で災害対策という点もさることながら、パイン等の共済制度というものが全然ない。何とか本土並みに一日も早くパインまたはキビの共済の制度を確立してほしい、こういう要求が沖縄の農家の皆さんに非常に切実にあつたわけでございませう。そういう点で今度の果樹共済を見ますと、この政令の中に、私いま前回の委員会に残念ながらはかにおりましたので、様子がわからないのでありますが、政令で定める中にパインが入るのかどうか、こういうことを担当局長のほうからまずお伺いをしたいと思ひます。

それからお政令に指定するそういうものの基準ですね、そういうものもあわせてお願いいたします。

○政府委員(小暮光美君) 今回御提案申し上げた果樹共済の仕組みにつきましては、果樹農業振興特別措置法におきまして、わが国において振興すべき果樹ということで指定されております果樹の中から、保険として十分仕組めるような資料等の整備のできましたものを逐次取り上げてまいりたいというふうな考えでおります。したがいましめて、御指摘のパナップルにつきましては、まだ現在のところ果振法の対象になっておりません。沖縄が復帰いたしました時点でこれを果振法の対象にするかどうかということを検討することになっております。果振法の対象になりますれば、ただいま申しました考え方からいきまして、これについての基礎的な資料の収集を待つて制度化について検討したい、かように考えているわけでございます。

○辻一彦君 一つのそれぞれの果樹の主産地があるわけですが、県のほうで大体特産果樹というものはその政令の指定に該当するのですか、主要な

ところを見れば。

○政府委員(小暮光美君) あるいは園芸局のほうからお答えいただくのが適当かと思ひますが、現在指定されております樹種、大体全国的なリンゴとかミカンといったようなものと、全く全国的とは言えませんが、かなりの主産地があるウメとか、そういうようなものと二つございまして、しかし、全く一県ないし二県という程度のもは現在指定されていません。

○辻一彦君 そこでひとつ大臣にお伺いしたいのです。

それは沖縄国会で本土並みということがずいぶんあつた分野で議論をされました。この本土並みということとは主として軍事面における問題、基地縮小等をめぐつて本土並みの論争が進められたわけですね。しかし、本土並みの中身は経済、生活全般、この分野について言うならば、農業や農民のこの経営や暮らしの分野におきましても本土並みということが実現をされなくてはならない、こういうふうには思ひます。

そこで大臣は、十月五日の委員会におきます御答弁で、沖縄農業のおくれということについては、一つはこれは基盤整備の充実、用水の充実、こういうことが基本的な大事であると同時に、あわせて沖縄の基幹作物であるパインやサトウキビの振興と安定、こういうものに十分な予算と法律的な配慮をしなくてはならない、こういう御答弁があつたわけでありませう。

いまこのパインについて考えてみましても、あるいはキビについて考えてみましても、沖縄は御存じのように、例年台風銀座というほど台風が通ります。それから干ばつもこれは農林省が早急に、用水池やこの用水の手配いたしてございませうが、これは一年や二年ですぐに干ばつに襲われると、どうにもならない。そうすればこしも台風や干ばつのそういう被害ということがどうしても出てくるんじゃないか、こういうことが考えられるわけですね。そうなりますと、この災害というところが沖縄農業を不安定にしておる非常に重大

な要素であると私は思ひますが、そういう中で本土並みを農業の面において実現をするためには、いろいろな分野がありますが、私はこの共済制度というのは非常におくれている、これから何年間も調査を待つて、そして考えていくというふうなそういうことは生ぬるい事態ではないかと思うのですが、農業を本土並みにする、農業災害補償共済制度を本土並みにする、そういうことにつきまして大臣の基本的なお考えをまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 沖縄を本土並みにしたいということは、防衛関係の基地の問題等が主で論ぜられましたが、しかし、沖縄復帰に關して本土並みにしていかなくちゃならぬということは、こういう基地問題等防衛問題ばかりでないことは、御指摘のとおりでございます。でございますので、農業関係などにおきましても、内地で農業に対して財政的な補助などをしていく最大の補助率を、沖縄のいろいろな農業の施設あるいは農業の事業なんかする場合にも、最大限の補助率をきめたことは、御承知のとおりだと思ひます。沖縄の農業災害等につきましても、非常にまあ災害県ということになると思ひます。沖縄は、したがつて、農業等におきましても、いまお話しのように干ばつ対策などはもうすでに予算にも、執行するように予算を組んでおります。しかし、この議題になつております農業災害等につきましても、これは本土と区別するというようなことなしに本土並み、しかも本土並みで、やはり本土も沖縄も合めて基幹作物等につきましても、果樹などにつきましても十分見ていかなくちゃならぬ、こういうことでございませうから、基本的方針としては本土並みに考えなくちゃならぬ。本土並みに考える場合、なお基幹的な関係の作物等につきましては、一そうよく農林省としてもそれを見ていかなくちゃならぬ、こういうふうな考え方を持っています。

○辻一彦君 そこで、私若干具体的な数字をあげてお伺いしたいと思うのですが、その前に、キビ

○政府委員(小暮光美君) 詳しくは國土局からお答えがあるかと思いますが、とりあえず概況を申し上げますと、パイナップルの一九七〇年度の収穫數量が十萬一千トン、十アール当たりの収穫量がその年では八トンという數字の報告を受けております。なお、前の年の六九年は六・三トンというようなことでございます。

それで、私はキビの例をちよっと例にあげて、パインも共通するので申し上げたいと思います。キビの場合は反当十アル当たり大体六トンで、去年の値段がキビ、トン六千七百五十円で計算しま

すと、こまかい数字は別として、大体四万円というところが一反当たりの収入になります、粗収益に

なります。私はパインも計算すればすぐ数字が出ると思うのですが、そこで全滅をした場合には、本土においてはたとえばまあの果樹共済が将来

適用されるとすると、大体七割給付金が出てくる
ということになりますと、四万の七割とすれば二

万八千円というものが一応給付をされる。一ヘクタール、二ヘクタール、こういう栽培をしておれば、これは二十八万とかあるいは五十六万という

ように、かなりの金額になるわけです。で、沖縄のようにパインやキビに共済制度がない場合に

は、その問題は一応ゼロになると私は思うわけです。これは十二月二十五日に、当時の農林大臣臨時代理の山中長官に、沖特の連合審査でいただいた

わけですが、そのときに、いまの大臣も御答弁がありました、干ばつ、そういうことに対

しては、災害には、沖繩には本土における最高の対策を講じていく、いまもお話がありましたし、山中大臣代理もそう言っておりましたですね。確

弁があつたわけなんです。そうしますと、確かに沖繩に対して、私は暫定的には最高の対策が立てられたといつたにしても、事、農業災害、この井済の面におきましては、そういう制度がなければ完全によそれだけの部分がマイナスになる。足りないう。そういう点からいふと、私は本土並みにする

には、やっぱりこれだけ災害の多い、この沖縄にお
いては、早急に、長い間調査をしてそれからと、

こういうゆうちょうさを許さない。もっと急いで対策を立てる必要があるのではないか、こういう上うに思うのですが、その点をひとつ、急いでほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○國務大臣（赤城宗徳君） いろいろな施策に対しての補助とか何とかは、あまり調査もなしにどん

どん予算で計上すれば財政的に可能でございますが、いまのお話の農業災害につきましても、実は、やはり何といいますが、保険財政的ないろいろ

ろな調査もあります。ですからいますぐやろうといってもこれはちょっとできませんが、お話のよ

うに調査を長引かせるということとは、これは実際好ましくないことです。この果樹保険、農業災害を提案するまでに長い時間かけたので、こ

の間もおしかりを受けたようなことでございますが、この沖繩の農業災害法を施行して、そしてサト

ウキビとかパイナップルもこんな中へ入れていく
ということの調査につきましては、できるだけ早
く調査して結論を得ていくように、まあ段階とし

ては振興法の中にまず入れ、そして調査を同時に進めて、そうしてこれを対象果樹の中へ入れて農

業災害補償法の適用ができるようにしたい。ですから継続的に調査も早めると、そしてできるだけこの適用がなされるようにしたいと、こういうこと

○政府委員（小暮光美君） お許しいただきました。まして、調査の点についてだけ事務のあれを申し述べさせていただきます。

午前中の御審議の中にもございましたように、たとへば、制度的には一応二十年ぐらいの平均

を使つてある基準を設けたいというふうに思いますが、果樹について其済制度をつくらうというふうに腹をきめまして調査を始めましてから、まだ

九年分しか正確な実績を積み上げていない。したがって、本格実施の際に、まず九年分の平均

から始めまして、今後逐次年数をふやしていつて、二十カ年平均が制度の基礎に使えるようにしたいということを、ほかの御検討の際に申し上げ

たわけでございます。私ども、そのパイナップル
の問題につきまして、決して調査をおくらせる意

図は全くございません。ただ、残念ながら、この問題につきまして琉球政府と私もが相談して、現在琉球政府のほうもどうやった調査をしていい

かということについても、まだ担当者が十分の知識を持ち合わさない、率直に申し上げまして。む

しろ私どもの課のほうへ職員に来ていただきましたして、研修をかね、御一緒に調査の設計をつくりまして、私どもが、いわば現在は復帰前でございま

すから、私どものほうから、いわば権限をもって指示申し上げる筋合いではございません。むしろ

ろ、共済の問題について、一日も早く琉球政府の職員に習熟していただきたい。そういう意味も含めまして、職員に東京へ来てもらいまして、机を

並べて仕事をしながら、調査の設計も一緒に
くって持ち帰りまして、パインについての調査を

始めているわけでございます。やはり、こういうものをできるだけ急ぎまして、そういう基礎データを収集しながら、共済制度の中にこれを組み込

んでいく研究を急ぎたい、かように考えておりますので、その御趣旨を御理解いただきたいと思います

ます。

○辻一彦君　まあ調査を急ぎたいと、こういうことは、私はたいへんいいと思いますが、十二月の

的に取り入れることは可能であるということで、いま検討している、しかも、その中身は、臨時大臣代理ということだけではなしに、事務当局でも農林省で十分に検討しているということであつたのでありますが、あれから、私、四月月たつておるのですが、いま伺えば、琉球政府のほうから

も見えて、その調査の準備をさわているというの
ですが、もう少し具体的に、この前農林省から向

こうへ行かれて、どういふ基本的な点を把握してこられたのか。そうして、それに基づいて、どういふふうなめどをつけて、いま調査を進めようとしているのか。そこらのことを、いま、局長のほ

うからももう少しちょっと詳しく聞かしていただきたいと思います。

○政府委員（小暮光美君） 職員を派遣いたしましたし、
て実態を調査しましたことについて御報告申し上げま
げます前に、これは大事な問題でございますか

ら、誤解がないように、もう一回申し上げておきたいと思いますが、調査を急ぎますということ

と、年に一回の作物でございます農産物について、何年かの時系列で共済制度の基礎となるべき数字を収集いたしますことは、おのずから性格

の違ふことは御理解いただけると思います。制度
化を急げということで、議論は、もう一日も早く

が仕組めるかという議論は、実態をつかみながら

事前に議論ができるわけでございますけれども、これを制度化するにあたりまして最小限度必要な

ことは、保険設計のための基礎的なとれ高あるいは被害の発生態様というものについて、少なくとも制度を仕組むに足る若干の時系列的な数字は、

ざいせんと、急いで半年で議論を打ち上げれば制度ができるということにはならぬ点だけは御理解いただきたいと思ひます。そうでございますと、午前中はかの問題でいろいろ御議論がございましたように、掛け金の基礎とすべき被害の態様等について、きわめて区々なままの制度を満足させるということになるわけでございます。

なお、そういう問題でございますが、果樹共済の制度も立案中でございますので、私どももいたしましては、パインについても、沖繩の実態をできるだけ早く握りたいということで、サトウキビについての調査ということが主でございましたけれども、共済制度に詳しい職員を現地にいたしました際に、パインについてもできるだけ実情を見てまいったわけでございます。

具体的にこの御指摘でございましたから、具体的にたといば申し上げますと、くだもの場合、日本の内地でございまして、くだもの場合は、花芽の形成期から収穫期までといえます場合に、通常一年数カ月でございまして、したがって、単年度ごとの勝負と申しますか、花芽の形成期に共済に付すかどうかということの決断を生産者がされれば、それで一年数カ月後の収穫期までかかって保険の仕事が動く。ところが、パインは、消費の実態からいえば果樹でございまして、このでございまして、五年間に望ましい形の実は三つとれるというのが通常の形でございまして、しかも、その本体自身が五年間くらいで一応役目を終えて、また次の新しいものをこれに植えなければならぬという形でございまして、ものはくたものでございまして、やはり、その成育の形というものは、やはりかなり特殊のものであるわけであります。したがって、ただいま御審議いただいておりますように、収穫共済と樹体共済というものにさして分けて考えるべきものかどうか。そのものが五年間で三つの実を結びましてあととつみ取られていくが、その間に、経営としては常時、逐次でございまして、煙の中にあそばして、いろいろの生育のものが配置

してある、こういう形の経営でありますから、そういうものとしてとらえて、これを果樹共済の仕組みの中にどのように組み込むかという問題がございまして。しかし、これらの問題も、現地の人たちと私どもで事前に十分議論しながら、何らかの解決策は見出し得るのではないかと考えますけれども、これについてはまだ未経験の問題でございますから、そういうことについて十分調査研究を進めながら、時系列的な数字を正確に積み上げて、できるだけ早い機会にこれが制度化できるように調査をしてみたい、かように考えておるわけでございます。

○辻一彦君 私は、専門的にこまかい調査を十分やって、そういうものを積み上げられなければ、なかなか制度化に移れない、こういうことはわかります。しかし、沖繩の農業補償といふことは、こういうものは時間的に急ぐ必要がそこにあると思ふのです。そしてこれはほかのことですけれども、政府の分野は農林行政だけでなくて広範な分野にわたっております。自衛隊の配備ともなれば、これはもう年度内に何でもかんでもやらなければならぬというぐあいに急ぐ面があるわけでありまして、あれだけ沖繩の農民が早く農業共済を何とかしてほしいといっているの要求というものに、もっと政治的にこたえることが大事じゃないかと思ふ。だから十分調査を積んで、そしてそれを制度化する、そのために時間が必要であるとするならば、その時間の中に暫定的にやりますか、かわるような措置を講じていくことができないのかどうか、これは非常に私、いま復帰を前にして沖繩の農民たちが何かやはり本土並みになつていくのじゃないかということで期待を持っています。ことにこたえると思うのですが、そういう点で、本格的な制度化は時間をかけるにしても、暫定的に何らかの手当てをしていくということ、こういうことについて農林省のほうで考えておられるか。基本的な点と、具体的にどうかということをお第一に局長にお伺いしたい。

○政府委員(小暮光美君) 作物につきましては自然災害の問題につきましては、先ほど来御議論でございましたように、沖繩の場合に、台風被害もさることながら、干ばつというのが非常に大きく被害を出しておりますので、基礎的な水の問題を処理することが基本であるというふうに見まします。したがって、御指摘のように、直ちに役立つものというところで申し上げますと、一つは何と申しまして、本土に復帰した時点から、天災融資法の体系が直ちに沖繩に適用されることに相なります。したがって、自然災害による経営の受け止めたショックを緩和するために、天災融資法の仕組みができるだけ有効に働くように措置するということが一つでございます。

それから、いまの保険制度の問題につきましては、共済としての制度化には相当やはり慎重な姿勢が必要であらうかと考えております。

○辻一彦君 この間の沖繩のいわゆる干ばつを中心とする災害の場合に、天災融資法に対する融資というか、ほぼそれは実質的には手当てがされたと思ふのです。しかし、それでも共済面では一つの手当てがどうしてもできなかったということが残ったと、だから制度としては困難であつても、せつかく復帰する沖繩に対して暫定的に何かの方法によつてこの措置を講ずることが考えられないのかどうか。この法律の適用はむずかしいえばなかなか容易でないと思ひますが、そこらの方法がないのかどうか、そこらどうなんでしょう。

○政府委員(小暮光美君) 災害対策一般といたしましては、時宜に適切な措置がそのつど練られるべきだと思ひますけれども、共済制度の仕組みの中で考えます際に、これは率直に申し上げて、共済制度は一方的に国が差上げる制度ではございませぬ、率直に申し上げて、作物の自然災害というものが自然の気ままために一定の分散度で農民にかぶってくるという事実に着目いたしまして、保険理論でこれをお互いにかばい合うというのが仕組みの基本でございまして。ただ、農民の経済力なり日本農業の実態から見ても、これに対してできるだけ大幅に国庫の助成をしたいということ、掛け金にも国庫の補助もある、あるいは事務費の補助もある、あるいはさらに異常災害については、国が九五%を再保険するという形で、ほぼ全額を国が見るといふようなこともやるわけでございまして、制度の基本は、やはり生産者がお金を持ち寄つて、そこで相互に危険を分散しながら助け合うという一つの保険理論で、やはりそれを大幅に国が助成すると、こういう仕組みでございまして、一方的な助成措置と一点基本的な違ひ点がございまして、私どもとしてはやはりできるだけ制度としてうまく動くようなものを現地の方と一緒に御相談しながらつくっていくというのが、農林制度の推進の姿勢ではなからうかと考えております。

○辻一彦君 まあ共済制度ですから、掛け金をかけて農民も負担するというのは、これは当然であると思ひます。だから、助成するようなものではないということは言われるとおりに、そうだと思うんですね。ただ、こゝしも来年も、しよつちゅうあそこは台風銀座というほど風も吹き、干ばつも起るころですから、まともに局長の言われるように調査をやっていると、かなり長い時間がかかるわけですよ。そんな時間をかけずに、本格的な制度化をするためには時間が要するにしても、もしその間に暫定的な共済制度についての措置が何か講じられないのか。これは九年間くらい収穫とかいふようなことを調査したけれども、それでも足りないもので二十年くらいというふうなお話ですが、そんな長い期間私はかけられないと思ふんです。で、現在の法体系の中において暫定的な措置で何かやる方法がないのか。あるいはそれがどうしてないか、極力調査を縮めて、なるべく短い期間に十分な調査をやっていくとすれば、どのくらい沖繩のパイン等が果樹共済に入ることができるようになるのか、そのめどはどうなんでしょう。

○政府委員(小暮光美君) 現在の果樹の問題を振

り返つてみても、先ほど申し上げましたように、九年の基礎的資料をもとにして来年から発足したいということを考えておりますが、すでにこれまでに試験実施という形式でデータを収集しながら、さらに制度を練るというような経過も経ております。したがって、理想的な姿になりますのには相当年数かかりましようけれども、いろいろと事柄を前進させるための考え方はあり得るというように思います。

○辻一彦君 大臣にパインの問題についてもう一つ伺いたいんですが、いまま局長も具体的に前進さすような方法はあり得るだろうということですが、私は沖繩の皆さんにお会いして、まあこれだけ災害でやられるんだから早く何とか本土並みにしてほしいという、そういう要求は、願ひは非常に熾烈なものがあると、これはもう皆さんも行かれて実感されておると思うんです。だから、本格的な制度には時間がかかると思いますが、何か早くそういう要求にこたえるような対策を検討していただきたいと思うんですが、そのことをひとつパインの問題について伺ひして、次に移りたいと思います。

○政府委員(小暮光美君) 重ねて答弁に立ちましたたいへん恐縮でございますが、私も全力をあげて実態の把握にとめるつもりでございますけれども、その基礎的な資料の収集をいたしながら、制度化の可能性について検討するということがございまして、一方向的に助成だけでやる制度でございまして、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 事務当局から御答弁申し上げたことで十分に御了解を願ふと思ひますが、いろいろ検討しますが、なかなか保険制度でございまして、これ以外に、災害だから金出してやるということならば、いろいろな方法で私の方でも考えますが、この保険制度を生かしていつてやるというのは、調査をできるだけ早く進めて共済制度化させるということを申し上げて、私の御答弁にしたいと思ひます。

○辻一彦君 まあ強い沖繩県民の希望でありますから、これはいずれにしましても早く実現するようになぜ努力を願ひたいと、こう思ふんです。

そこで、もう一つ関連してキビの問題ですが、この果樹共済をやる中でキビの質疑というの、ちよつとおかしい感じもするんですが、キビの問題はどうもほかで取り扱う場がないので、この機会に若干基幹作物であるサトウキビのやはり共済問題について二、三の質疑を行ないたいと思ふんです。

で、去年のキビの干ばつというのは、これはたいへんな問題であつたということは言うまでもないわけですが、さつきちよつと私、数字で申し上げましたが、本土におけるいろいろな法律を考慮して、それだけの手当てを去年はやつた、しかし、それでも共済の問題は制度がないわけですから、まあその点だけはどうしても手当てができなかつた。それを計算しますと、先ほどちよつと申し上げましたが、十アール当たり六トン、六千七百円、この程度で四万四千程度の粗収益があるとすれば、もし本土であれば——沖繩の私はキビはちよつと本土の米のようなものだと思ふんです。だから、米が全滅したとすれば七割の給付がなされる。そうしますと、このキビについてもかなりな給付というものが行なわれることになると思ふんです。そういうものが全然ないところ、キビについても欠けておるわけなんです、このキビの場合は、先ほど大臣の御答弁では、パインよりも少し早く取り組める状況じゃないかと、こういうことが先ほど御答弁あつたと思ふんですが、その見通しといひますか、めどといひますか、そういうものをひとつ伺ひたいと思ひます。

これは私は北海道の米に共済制度がないと同じようなことが、やはりこの沖繩におけるキビの共済制度がないということが言えるのじゃないかと、非常にまあ、農民が問題にしている、期待している問題である、こう思ひますので、大臣からそこらもひとつちよつと聞きたいと思ひます。

○政府委員(小暮光美君) サトウキビにつきましては、琉球政府におきまして、一九六四年度から被害率の調査を中心に基礎調査を手がけております。したがって、パイナップルの場合よりも資料の収集についても、やや早目に始まつておる。そういうことは事実でございます。ただサトウキビにつきましても、作物の栽培の姿、被害の発生態様等は、穀物とは全く別でございます。これまで本体をそのまま砂糖工場に持ち込みまして、糖度がどうなるかというところが勝負になるものでございまして、米麦類等とは全く考え方を異にするものでございまして、したがって、これにつきましてもどのような農業災害補償の仕組みが考えられるかというところにつきましては、私どももいたしまして引き続き検討を急ぎたいと考えております。しかし、決してパインよりもサトウキビのほうが仕組みとしてやさしいというような形ではないと思つております。ただ、これが非常にパインよりも早く基礎調査の収集が始まつているという事実を申し上げておるわけでございまして。

○辻一彦君 この前の連合審査のときに山中大臣代理が、「キビというものは地域共済として、たとえば、一例を、一つの方向を考へるならば、その県——沖繩県ですね——が行なう共済についてキビを科目に取り入れる、それに対して国が再保険を行なう」というような形が考えられなかつたろうか、こういうことで検討していると、こういう答弁があつたんですが、こういうことは事務当局とも相談をしながらやっていると、こういうことでは、事務当局としてこういう構想を検討をされておつたのか。そういうことがあるのか。あるいはそれについて何かさらに前進できるものがあるのか、そこらをもひとつ伺ひたいと思ふんです。

○政府委員(小暮光美君) ただいまの御指摘の点は、ちよつと私も真意を捕捉いたしかねますが、まだ沖繩のサトウキビにつきましては、文字どおり基礎的な資料の収集と基礎的な議論の段階でございまして、まだどのような仕組みを考えられるかということを議論するような段階に至っておりません。私どものほうは調査いたしました中で特に顕著な点は、沖繩全体といたしまして非常にたくさん地域に分かれております。本島とさらに離島との間で、これが同じ作物であらうかと思ふほど大きな反収の差がございまして、したがって、栽培条件等につきましても決して沖繩全体のサトウキビがあるひとつの水準にあるというふうにも見られませんか。したがって、県全体としての数字を把握いたします問題は、それに、その地区ごとにさらに精査する必要があるということを感じたして、おる次第でございまして。

○辻一彦君 いま局長のほうは、そういうことを知らない、関知しないという御発言ですね。しかし、この速記録を見ますと、こういう発言をしておるんですよ。国務大臣ですね、山崎さんがパインの問題に触れて、次にキビの問題に触れておるんですが、「その点は」——これはまあ共済制度が落ち込んでいっている点ですが——「本土よりか措置がなされていらない点も、引込んでおる点もある。しかし、私としては、今後——農林省事務当局とももちろん相談の上のこと、臨時代理だけの意見ではありませんが、これはキビといふものも地域共済として、たとえば一例を、一つの方向を考へるならば、その県が行なう共済についてキビを科目に取り入れる、そしてそれに対して国が再保険というような形が考えられなかつたろうか」というようなこと、こういうことを検討しておるわけでありまして、こう述べているんですが、私たちが沖特と農林水産の連合審査において、沖繩の共済制度が非常に不十分である、こういうことを取り上げていろいろ質問を行なつたときに、農林大臣代理がこういう答弁をされておりますが、それが事務局で全然検討もしてない。その場限りの発言であると思ふれば、これは私は沖繩国会の中の、単にそういう問題について答弁だけ済ませばいいということになつておると思ふんですが、そういうことが全然検討されていなかったのかどうか、そこらどうなんですか。

かということを議論するような段階に至っておりません。私どものほうは調査いたしました中で特に顕著な点は、沖繩全体といたしまして非常にたくさん地域に分かれております。本島とさらに離島との間で、これが同じ作物であらうかと思ふほど大きな反収の差がございまして、したがって、栽培条件等につきましても決して沖繩全体のサトウキビがあるひとつの水準にあるというふうにも見られませんか。したがって、県全体としての数字を把握いたします問題は、それに、その地区ごとにさらに精査する必要があるということを感じたして、おる次第でございまして。

○辻一彦君 いま局長のほうは、そういうことを知らない、関知しないという御発言ですね。しかし、この速記録を見ますと、こういう発言をしておるんですよ。国務大臣ですね、山崎さんがパインの問題に触れて、次にキビの問題に触れておるんですが、「その点は」——これはまあ共済制度が落ち込んでいっている点ですが——「本土よりか措置がなされていらない点も、引込んでおる点もある。しかし、私としては、今後——農林省事務当局とももちろん相談の上のこと、臨時代理だけの意見ではありませんが、これはキビといふものも地域共済として、たとえば一例を、一つの方向を考へるならば、その県が行なう共済についてキビを科目に取り入れる、そしてそれに対して国が再保険というような形が考えられなかつたろうか」というようなこと、こういうことを検討しておるわけでありまして、こう述べているんですが、私たちが沖特と農林水産の連合審査において、沖繩の共済制度が非常に不十分である、こういうことを取り上げていろいろ質問を行なつたときに、農林大臣代理がこういう答弁をされておりますが、それが事務局で全然検討もしてない。その場限りの発言であると思ふれば、これは私は沖繩国会の中の、単にそういう問題について答弁だけ済ませばいいということになつておると思ふんですが、そういうことが全然検討されていなかったのかどうか、そこらどうなんですか。

○政府委員(小暮光美君) 私が申し上げておりますのは、いまのような国の再保険のあり方といったような問題まで踏み込む前の、前の最も基礎的な部分についての調査にかなり真剣に取り組む必要があるということを申し上げておるのでございまして、いまの話のように農産制度が必ず単位組合、連合会、国という形の三段階でこれまで米麦についてつくってきましてあの責任分担のあり方、あれだけが唯一の方法であろうかどうかという点には問題があるだろう。これは実は、御指摘の点と若干離れますが、この前の御指摘の点からかと思ひますが、一県だけにかかわる地域特産物、あるいは一、二の県にかかわる地域特産物というふうなものについて農産制度をまだやっていないんです、本土でも。先ほど申しましたものについて危険の地域分散、そういうことを理論の基礎にして農産制度が仕組まれておる。現在内地でも、実は、たばこをやつてくれ、ホップをやつてくれ、あるいはイグサをやつてくれ、その他かなり地域の特産物、そういうものについて何とか制度化してくれないかという議論がございまして。これはこれも全国的にたくさん単位組合がございまして、これを県の連合会で一部つなぎ、最終的な部分は国が再保険するという仕組みになりますかどうか、これは新しい課題であるという問題が一般的にございまして。

サトウキビにつきましても、これはおそろしく検討することになれば、鹿児島と新しい沖縄県と二県だけにかかわる問題になろうかと思ひます。したがひまして、そういう責任分担のあり方につきましまして、新しい議論がこれから地域特産に共済制度を仕組もうとする場合に起こってくるだろう。そういう点を含めて意見の交換をしておる事実はございまして。しかし、私が先ほど来申し上げておりますのは、そういう問題に踏み込みます前に、やはり保険として仕組みますための基礎的な数字の収集をできるだけ急ぎたいということをお願いしておるわけでございます。

○辻一彦君 まあ私のいま伺っている範囲では、沖縄国会では沖縄農民に対するもっと積極的な御発言が大臣代理からすいぶんあったんですが、それからのくらしい具体的に進められているかというところになると、どうもおぼつかない感じがする。調査やそういうものがいろいろ現実に進められているというところではあります、それであればけっこうであります、けれどもその沖縄国会の臨時における御答弁、それからあとまた進んでいないような感じがするんですが、これはいまここ山中さんおられるわけではないのでこれとどうもめまますが、ぜひひとつ、沖縄国会等で農業問題等かなり取り上げられましたが、あの国会における政府答弁にふさわしい、急いで沖縄農民の期待にこたえるような対策を私はぜひ立てていただきたい。そういうことをひとつ大臣に特に努力をお願いしたいと思います。

で、最後に、沖縄の私は農業ということを考えれば、災害対策、それから農業災害補償、こういうことも重要であります、それだけでもって沖縄の農業の振興や安定というものが期せられるというわけではないと思うので、五月十五日を前にして私は、沖縄の農家の方々は復帰をすれば本土並みになり、もっとよくなつていく、そういう一つの農業における何かの期待を持たれることがあろうと思うのですが、それにひとつぜひこたえていただく、こういうことで先ほどのこの農業共済の問題も含めてこれからの沖縄における農業振興をどういうようにひとつ積極的に前進をさすか、こういうことで農林大臣から沖縄の皆さんにこたえていただく、こういうことで最後にひとつ御見解、構想といいますか、考え方を承つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 国内におきましても地域的な生産目標などをつくるようなことで、何といひますか、適地適産というふうなこともあると同じように、特に沖縄は内地とはよく変わつておるところがあります。そういうことはもう十分調査済みでございますが、それに対応した施策を行

なっていくということが必要でございするし、またそうでない平面的な対策では、これは対策そのものがあまり意味をなさなくなる結果になるんじゃないかと思ひます。でございするから、この上でのございする、立体的に沖縄に適したようにやるべきことはどんなふうなやつていくというところで、ここの予算などにおきましても、まあまだ復帰前でございますが、相当先を見通して沖縄対策の農林関係予算も計上いたしてございまして、そういう計上してあるような予算につきましては、すぐ事業を進めるといふことにしますし、そのほかのことにつきましても沖縄県民の期待に十分沿ふというふうなことは、なかなかむずかしいかろうと思ひますが、復帰をしたためにちつとも復帰そのものが効果がないうようなことのないように十分対策を講じていきたい、やつていきたい、こういうふうに考えます。

○辻一彦君 終わります。

○塚田大輔君 私は、この間のこの委員会におきまして、農業団地の構想に関連して、大臣にいろいろ今後の日本の農業のあり方というふうな問題についてお聞きいたしました、きょうは、この農業共済法改正にあたりまして、やはり私はまず考えますのは、いまの日本の果樹農業の実態、とりわけ果樹農家の実情というふうなもの、あるいはこれからの果樹農業の見通しというふうなものについて、はつきりさせる、これを前提にしてこの共済の問題を考えていく必要があると思ひますが、どうもいろいろきくうからお話を聞いておりますと、何か保険制度や共済制度というふうなものが先に先行しまして、それに技術主義的に日本の果樹農業を当てはめていくというふうなものを、実は感ずるわけです。

「委員長退席、理事園田清光君着席」

その点では、この間もいろいろそういう問題について大臣にお尋ねをいたしましたけれども、こゝでも簡単にひとつ、現在の日本の果樹農業の実態をどういうふうな農林省としては把握しているか、そして将来どういうふうな方向に持っていく

うとしているのか、この基本的な考えについて、まず、大臣にお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは世界的でもございまいしょうが、食糧の果樹に対する需要というものは非常にふえてきておる。ことに、日本で、高度経済成長というものが私は必ずしもよかつたとは思ひませんが、まあ、経済は成長する、国民の所得もふえる、食生活も変わつてきておる。で、食生活が変わつてきておる、くだものに対する需要というものが非常にふえておる。学校給食などでも果実を入れるというふうな状況でございまして、また、同じく国民の健康からいっても、果実というものを必要とするようなことになつてきておると思ひます。また、一面におきましては、この間もお話し申し上げましたように、自給度——自給自足とは申しませんが、自給度というふうな点から考えましても、米などはこれは役に立たぬというものではございせん。絶対必要なものでございまして。しかし、供給が需要をオーバーしているというところでございするから、米の生産調整もするといふような現状でございする。こういう現状から見ますならば、どうしても、果樹、畜産、それからまた消費人口がふえていますから野菜など、こういうものはほとんど生産して、国民全体のために農業を進めていかなくちゃならぬ。ことに、国民の保健上、衛生上、健康上などという問題から、果樹の需要は非常にふえると思ひます。で、その果樹の需要がふえるんですから、これにマッチするように果樹の生産もやつかなくちゃならない。それについては、この間もお話しがありましたような同地的な経営もしたり、あるいは施設園芸というふうなことで同地的にもやるし、いろいろなことがありまいしょうが、そういう方法で果樹の振興、生産を上げていくというところが、これは基本だと思ひます。ですから、この果樹災害をもつて災害のほうばかりにとらわれていくことじゃなくて、私は、災害共済というものは、振興したあとの一部のアフターケアだと思ひます。だから、どうしても基

本は果樹の振興、こういうことで進めるのが筋であり、そうしなくちやならぬと、こう考えております。

○塚田大願君 確かに最近の国民の食生活も非常に変わってまいりました。そういう点では、需要も非常に伸びてきた。したがって、果樹農業も一つの成長部門というような形で伸びてきたと思うのでございますが、確かに、客観的にそういう国民の食生活が変わった、嗜好が変わったということもございしますが、同時に、今日、その非常に伸びてきているという一つの側面といたしましては、やはり政府の政策、いわゆる選択的拡大政策でありますか、そういうものに基づいて生産の拡大にてこ入れがされてきた。具体的には、御承知のとおり、三十六年に制定されました果振法、そしてそれに基づく基本方針というものがつくられ長期的な需要見通しというものが立てられまして、そして積極的な植栽計画というものが進められてきたわけでありますが、しかし、ここで私は、この政府の選択的拡大という政策で政府がそういうふうな強力に生産の拡大を進めてきた中で、むしろ、いろいろ問題が出てきたんじゃないだろうかというところを実は感ずるのです。たとえば、酪農の場合なんか一つの例だと思うんですけども、最近の例を見ますと、政府が発表されました農業白書にも出ておりますけれども、需要の伸びが停滞してきたと、しかも、生産も伸び悩んでおると、こういうことがちゃんと白書には書いてございします。そして、その原因として、やはり構造的な欠陥であるということを書いてあるんですね。そういう点で、私は、果樹の場合でもそういう危険性があるんじゃないかという点、その点は、大臣、どういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 確かに、御指摘のように、選択的拡大と、こういうことも、単に選択的拡大ということだけで拡大するわけじゃありません。そういうことにするのは、基盤的に構造政策が伴わなければ拡大されないわけではございします。そこで、畜産、酪農につきましても、構造的

に見まして、多頭化、多頭化と言いましても、多頭化と言っただけで基盤というものが非常に少なかったと、そういうことでございしますので、こういう問題につきましても多頭化できるような団地的な経営という方向へもっていったら、生産費もコストも相当節約できるようなことになれば需要の面も伸びていくんじゃないかと、こういうようにも考えられます。でございしますが、いまのお話のように、果樹などにもいろいろな欠陥も出てこないとは限りません。たとえば、ミカン地帯なんかで、集団的にずいぶん大きくして、機械なども入れてましてやりましても、必ずしもよくいってやるというわけにいかない点もございします。改植しながらやらぬといふこともあつたり、価格の面においても、あるいは自由化との関係などの影響も、いろいろありますから、一言でいえば総合的といひますか、あらゆる要素を十分考えて振興していくかなんかやらぬ。価格政策もございしますし、そういうことも考えてやっていかなくちやならぬ、そういうふうな考えていきます。

○塚田大願君 いま、大臣からミカンの問題が一つ出されましたので、私も、果樹の中で非常に成長の著しいミカンの問題、これはやはり一つの大事件問題だと思ひますので、これについて具体的な質問をいたしたいと思います。

第一に、政府は今回、改定されました果樹農業振興基本方針というものを提出いたしました。これによりますと、ミカンの植栽目標といたしまして昭和四十七年から五十一年度まで一万五千ヘクタール、昭和五十二年から五十六年度まで一万ヘクタール、こういうふうな目標にされておりますが、この植栽目標と、あとについております五十六年度の生産目標とはどういう関係になるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○政府委員(荒勝義雄君) この一応今回改定いたしました生産目標というものは、結論的に申し上げますと、まず一番初めにありますように五十六年における需要の見通しということで、ミカンに対する需要がどうなっているかということではない

る測定をいたしまして、また有力な学識経験者あるいは業界の関係者等の御意見も聞きまして、四百万トンから四百二十万トン前後の総需要はあるのではないかとということで、まず需要の見通しを立てまして、需要の見通しに基づきまして、その結果、大体ミカンが一人前の成園になりますのは十二、三年と、こういわれておりますが、最近密植というものが非常に伸びてまいりまして、大体七年ぐらゐで果実がとれるようになってきて、というわけで、そういう意味で生産量の比率を求めまして、その結果、五十六年ぐらゐにはそれに合はせるように植栽計画を求めた、それが大体これにありまして五十二年ないし五十六年の一万ヘクタールというものは五十六年の生産が出てくる段階には至りませんで、四十七年度から五十一年度に植えます一万五千ヘクタールの系統と、それから前の過去五年間におきまして新植いたしましたミカンの栽培新植面積が五十六年の生産量として出てくる、こういうふうな御理解願ひたいと思ひます。

○塚田大願君 いまのお話ですと、まず需要見通しを出した、そして生産目標が出てくるんだと、こういう御説明ですが、そういう意味ではまことにきつに五十六年度における需要見通しと、その生産目標とがぴしとほとんど同じように出てきているわけですか。その辺がちょっとまことにふしぎだと思つておるんですけれども、さすがに頭のいい農林省の諸君、なかなかやりおるわいと思つておるけれども、ところが昭和四十二年から四十六年度までの五年間の植栽目標につきましては、つまりいままでの実績に基づきましては、荒勝局長はこの間衆議院の予算委員会の分科会で、おおむねミカン類につきましても植栽がむしろ目標よりも少し多く出過ぎたと、目標に対して一二〇%近い過去五カ年間の実績の数字が出ておりますと、こう言つておられます。新聞などを見ますと、これは一二三%だと、こういうふうに出ておられますが、まあ三%ぐらゐの差はともかくといたしまして、二〇%をよけい植栽したと、こう

言っているんですが、では、この四十七年度から五十一年度の植栽目標が、四十二年度、五年前に出されましたこの基本方針でもやっぱりこれは一万五千ヘクタール、これがそのまゝ、また今年度のこれに出てきた。しかし、過去において二〇%よけい植栽しているんだということになりますと、一体この関係はどういうふうになるのか、私もはどう考えてもふしぎに思つておるわけですが、実際に、このことは全然この生産目標には関係ないというお考えなのか、それとも需要が当初計画より五十六年度段階では伸びるだろうというお考えなのか、その辺をひとつお聞きしたい。

○政府委員(荒勝義雄君) この間申し上げました点をもう一ぺん一応多少数字に基づきまして御説明申し上げたいと思ひます。

前の四十二年ないし四十六年度の基本方針の目標におきましては、三万ヘクタールということをして四十二年から四十六年度までの目標植栽面積といたしたわけではございします。その結果、植栽の実績といたしましては、四十二年から四十六年度の間に三万七千二百ヘクタールというものが出しまして、ただいまこれが御指摘にありましたように一二三・四%の目標達成率ということにミカンの場合なつておるわけではございします。それに対しては、多少御質問とは違ひますが、リンゴでは六二・九%、あるいはビワ等は一番悪くて四三・七%というふうなわれわれの基本といたしました目標に対して出過ぎておるものと、それからまた相当至らなかつたものというふうなアンバランスのことがうなづかぬわけではございします。したがいまして、前のときに三万ヘクタールという目標の結果が三万七千ヘクタールになつておるわけでありまして、さらに四十七年度から五十一年度の分といたしまして、前回の場合にはこの五年間に一万五千ヘクタールということをお前提に作業をいたしておつたわけでありまして、今回の改定におきまして、四十七年度から五十一年度までは一万五千ヘクタールというふうなわれわれとしましては置いたわけではございします。五十二年ないし五十六年

度の間を一万ヘクタールというふうに非常に植栽率をいたしましては低めに押えて合わせて二万五千ヘクタール、前のときには四万五千ヘクタールの予定であったものを今回は二万五千ヘクタールというふうにミカンの植栽計画を非常に低く抑えたというふうに御理解願いたいと思います。

われわれは今回の作業改定を行ないますのに一番問題になりましたのは、このミカン類の植栽を今後どうするのだということであつたわけでございます。と申しますのは、非常に地元の方々の間では植栽の意欲が強く、特に九州地区等従来ミカンはあまり植えておらなかった地帯でも、どちらかといいますと、雑木林を開拓いたしましてミカン畑に切りかえていきたいという意欲が非常に強いわけであります。われわれの需要量からいまして、そうたいへんな数字が出てきたのでは今後のミカンの需給のバランスに大きな変化を来すというので、今回の場合もミカンにつきましては、植栽目標をできるだけむしろ抑えきみに作業をいたした、その反面ブドウ等落葉果樹の植栽が非常に多くておる部分につきましては、植栽を今後伸ばす、こういう方向で検討したのが今回の作業の特殊な事情でございます。多少打ち明け話になりますが、果樹農業振興審議会を開きました際におきまして、審議会の諸先生方からの御意見もあるいはミカンについての今後の需要の動向、それに伴う植栽の方向というものが問題として一番強かった、こういうふうに御理解願いたいと思います。

さらに、なぜそんなにミカンの場合生産の意欲が強いのかということでございますが、この二、三年來のミカンの農家の収益性等から勘案いたしますと、このミカンの場合、具体的に申し上げますと、これは統計調査部でお調べ願つた生産費調査でございますが、四十四年にはやはり農家の一日当たりの家族労働報酬が四千九百七十四、四十五年も四千四百四十四ということで、四十六年はまだ出ておりませんが、ミカンの市場価格等から逆算いたしますと、やはりおおむねこの程度の水準

になっておるのではないかとということで、このミカンが比較的安定した価格で最近推移しているということから、農村の方々が生産意欲が非常に強いというふうに御理解願いたいと思うわけであります。われわれはいたしまして、ミカン需要の動向というものは、最近の生産期間につきましても相当前進出荷といひますか、わせたミカンも早く出てくるようになりまして、また流通出荷というような過程でも、平均出荷という形で相当貯蔵期間も長くなっておりまして、また加工ジュースの問題等もありまして、そういう加工部門に振り向けられるものも相当あるということで、単に生食だけの需要増のみならず、加工用の需要増も見込みまして、今回のこの需要測定をいたした次第でございます。

○塚田大願君 たいへんどうも説明を受けまして、ちよつとふに落ちない。たいへん数字を並べただけの説明で、どうも中身がない説明のように感ずるのですが、まあ、このことは一応おきまして、次にお聞きしたいのは、こういう需要見通しを出されたわけでありまして、ミカンなどの場合といふものは、大体食べる側の生活水準、さつきも大臣がおっしゃったけれども、やはり食生活が改善され、生活水準が高くなればふえるのですけれども、そうでない場合には必ずしもそうはいかない、つまり生活水準に非常に大きく作用されるわけでありまして、したがって、この需要目標が大体四百五十万トンぐらいだとこつて言われるのだけれども、一体十年先の経済見通しというものが立つのだからという疑問を私も持ちます。また昭和五十二年から五十六年度の一万ヘクタールの植栽でありますけれども、この計画からすれば、いまもおっしゃったように七年たたなければこれは実がならないのですから、とすれば昭和五十九年から六十三年までの需要の見通しというものが必要になってくる、そういう点は一体どうなるのか。そんなにはっきりした見通しというものをお持ちになっているのかどうか。さらに、この需要の問題はやはり消費者価格が大きく影響する

と思うんです。この点でもとも十年先の消費者価格であるとかあるいは生産費、もちろん生産費そのものも、これもどうなるか非常に不確定な要素が多いと思うのですけれども、そういう点で見通しというものがはたして出るかどうかと思ひました。しかし、農林省では見通しをはっきり出されなければならぬ、何かその根拠というものがおありならば示していただきたいと思います。

○政府委員(荒勝農君) 今回の作業で一応昭和五十六年度における果実の需要の見通しの作業を行なったのでありますが、その際、重要な参考資料として参酌いたしましたのは、この個人消費の支出の伸びというものは何で算出したかと申し上げますと、さきに政府として算定いたしました新経済社会発展計画、これは昭和四十五年の五月一日に閣議決定しているものを参考にいたしましたわけであります。さらに、人口増につきましては、人口の伸びの見通しもつけまして、これは厚生省の人口問題研究所の推計で、昭和四十四年の八月にきめたものをわれわれとしては参考にいたしました。したがって、まあ、経済需要動向の見通しの参考にいたしました中では、一番重要な二つの根拠でございます。これに基づきまして所得の弾性値というものをばきまして、弾性値から一応計算上は出てきたわけでありまして、それに對しまして世界的に一体ミカンに対する需要の伸びは、国際水準としてどの程度かというようなこともまた計算いたしましたし、また過去における毎年のミカンの消費の伸びといった点も勘案いたしましたし、また、その点先ほど申し上げましたように學者先生のほかに、業界のこういうミカン関係を担当しております関係者の意見も何度もこれは聞きまして、多過ぎるか少な過ぎるかという多少長い経験による勘かとも思ひますが、そういう意見も十分参酌いたしました。計測的に今回の数字を出したものであります。このミカンの消費水準という点をヨーロッパあるいはアメリカ等と比べてまして、大体ヨーロッパ水準にまで近づけたのではなからうかと、またアメリカ水準にはとても段

階的には及びませんが、ヨーロッパ的な水準ということでミカンの消費水準は、この程度にはなるのではなからうかということで押えたわけでございます。

○塚田大願君 御苦労のほどは、よくわかりました。いろいろ御苦労されてこういう数字をはき出したかと思ひますが、そうして植栽計画を立てた、そうして生産指導する、こういうことになるわけでありまして、ここには当然のことながら私は、やはりやるからには責任を持たなければいかぬだろうと思ひます。ところが、悪い例を引いて恐縮ですけれども、米の場合は、御承知のとおりつくれつとていつて今度減反政策になった。こういう過去の例から見まして、もしミカンが過剰になった場合、やれ伐採でござるの、やれその実を川に捨ててしまふのだ、そういうことが過去においてはあつたわけですね。四十三年の大暴落のときにははずいぶん一部の地域でミカンを川に捨てていた、大量に捨てていたというようなことがございまして、私は、この二月に愛媛県の方々の不安は非常にそこにあります。ね、どうも最近ミカンは過剰になってきた、またぞろそういう結果になるのではないかと、こういう点で非常に不安をはっきり言っておられました。が、このことは農林省も大体御存じだろうと思ひますが、とにかく十年二十年先の需要見通しを立てておやりになるというのは、これは科学的に算定しようとしてもそもそもの非常に無理だと思ひます。いまの経済情勢から申しまして、あるいは国際的なアメリカ等の関係から申しまして、したがって、とにかく無理だと思ひますが、とにかく一応そういう見通しを立てて植栽を指導する、それならば責任をはきさしていく必要があると思ひますが、その責任の裏づけとして私はどうしても価格支持制度というものを考えないと農民の不安は消えないのじゃないかと思ひます。で、いまだミカンの価格が停滞してお

る、あるいは下落の状態にある、さつき局長は安定していると言われましたけれども、ここに農林統計月報を見ますと、最近はずっとミカンの値段が下がっておりますね、昨年の暮れからことしにかけてましてどんどん下がっております。一時的に上がることもありまされども下がっております、確実に下がっております。こういう状態の中でやはり過剰傾向というものが言われているわけです。しかも現在未成園が三五%もある、そうして十年後にはさらに二万五千ヘクタールも植栽するという計画があると同時に、また今後十アールあたりの収量も増大するでございましょうから、ここでやはり心配されるのは、価格の暴落の問題です。なるほど、四十七年度から加工原料用果実の価格の安定のための補てん制度が行なわれようとしておりますが、しかし、ミカンの場合にはなま食が八〇%でありますから、やはりこれだけでは農家の経営の安定にはならない。したがって、やはりミカンに対する価格支持制度というふうなものをどうしようとする必要があると思うのです。ところが、今回の果樹共済制度におきましては、果樹の価格変動が果樹農業に与える影響の問題が論議されて、この点でも共済の対象にすべきだという意見がだいぶ検討されたに聞いております。しかし、結論としては、今後の検討課題ということで今度の法案には考慮されておられないわけでありまされども、そこでお伺いしたいのは、それでは現在この果実の価格安定制度というものをどのようにしようとしていらっしゃるのか。この共済制度の中に組み入れるとしても、どのくらい、何年後くらいに実施しようという計画があるのか。もしあれば、それも教えていただきたいと思うわけです。

○政府委員(荒勝農君) ただいま御指摘になりました点につきまして、まず園芸局のほうから御説明申し上げます。

かんきつ類の価格の動向でございしますが、ただいま御指摘になりましたが、温州ミカンにつきましては昨年との対比を申し上げますと、一月の値段

につきまして平均いたしましたと四十六年が百四円、ことしが百五円というふうに、わずかでございしますが、一円ほど高かったわけでございます。これは、失礼でございますが、まだ正確な統計ではございせん、いわゆる東京におきます青果物の卸売り市場の速報でございします。あるいは、多少今後変更があるかも知れませんが、一応速報でございします。それから二月につきましては、昨年は九十九円、ことしは百七円、これはキログラム当たりでございします。三月は、昨年の上旬でございします百九十六円であったものが、ことしは百二十二円というように、温州ミカンにつきましては、相当値上がりをしてるわけでございます。

それから普通夏かんでございしますが、これがグレープフルーツの自由化でことしの普通夏かんは、たいへんなことになるのではなからうかというふうな御指摘があったわけでございます。あつが、結論的に申し上げますと、まあ去年並みあるいは平均して農家の手取りが去年並みになるかならないかという感じがございまして、一月は昨年よりも低く、昨年は七十六円であつたものがことしは六十五円。ところが二月になりましたと逆になりました、昨年七十四円でありましたものが失礼いたしました。ことしも七十四円とずつと安かったものであります。三月、四月の最盛期に入りますと、逆に普通夏かんは、昨年六十三円下がったものが、ことしは七十八円というふうになつてきてございまして、四月に入りましたも非常にいい価格で推移している。

甘夏かんにつきましては、これも同様でございまして、大体昨年並みの価格で、百十四、五円くらいのところから推移しているのはなからうかというふうに理解しております。また、ハッサクにつきましては、逆にこの三月の価格におきまして、昨年が百一円程度であつたものが百二十二円というところで、グレープフルーツの自由化による重大な悪影響が出ていれば、たいへんなことになるといふように私たちが当初は心配したのであり

ますが、結果的にはどうもミカンのことしの価格状況は、いまの段階では順調にございまして、大体四月をもつてこの出荷の大山は越えるのではなからうか、こういうふうに理解している次第でございします。

また、価格安定につきましても、従来は、先ほど来私が申し上げておりますように、戦後、ミカン、特にくだもの類全部でございしますが、特にミカンにつきましては、植えさえすれば売れるというところでございまして、政府でそれほたいへんな助成はしなくても売れてきたわけでありましたが、この果振法の改正を四十二年七月に採択した前後から逐次需給バランスが徐々に緩和されてきておるわけでありまして、また全体としては、国民所得の非常な需要の伸びにさえられまして、この果実に対する需要も非常に旺盛なものとあるというふうに私は理解している次第でございします。しかし、しさいに各県別に価格の動向等を見比べてみると、産地によりまして非常に価格差が出てきておるといふのは、産地間競争が非常に激しくなつて、やはり都市において、ミカンであれば何でも売れるという時代ではなくて、品質格差がそこに出てきた。いいミカンが高く評価され、選別され、育成のあまりよろしくない地帯のミカンは、それなりに安い評価をされるというふうなこともありまして、われわれといたしましては、今後生産の指導のほかに、さらに厳正な出荷の検査というふうなことで、規格の統一並びに選別の厳重な適正化というふうなことで今後対応してまいりたい、こういうふうに思っておりますわけでございます。

価格の安定につきましては、生産のみならず、出荷の安定——できどきに一本にラッシュになつて出荷されますと、やはり暴落現象を起します。極力出荷の安定ということで、早いものは早くから、おそいものはおそくまでなるべく延ばして、平均出荷を行なうというふうなことで、予算的にも倉庫に対する助成を行ないまして、普通の温州ミカンの倉庫を特に振興産地を中心としてまして適正に配置するほか、高級晩柑類につきましては、長期保存ということ前提をいたしまして、低温貯蔵庫の整備の指導に現在努力をしております次第でございします。

また、ジュース工場等が多くございまして、たので、これらの関係でこの原料果実の価格安定というところがある問題になります。今後今年の、四十七年度予算から年々原料ミカンの価格安定事業をさらに強化してまいりたいと思っておりますが、初年度でありまして、原料果実が不当に暴落して農家の方に迷惑かけることのないよう、また、ジュース工場の方に迷惑のかからぬように、その価格の安定ということを期待しまして、予算的措置を講じておる次第でございします。

○塚田大願君 いまたくさん御答弁あつたのですが、私が聞いたのは、そういう価格の変動が非常に起きた場合に、これを共済制度の対象として検討するのかがどうかということをお聞きしたのでありますが、その点で一言でいいのですから、イエスカノーかだけをお答え願いたい。

○政府委員(小宮光美君) 価格の変動は、自然現象による生産の変動のほかに、社会経済的な複雑な要因によって生ずるものでございまして、保険による危険分散の機能の働く余地が少なく、保険事故に考えにくい性質のものでございしますが、

〔理事國田清光君退席、委員長着席〕

これを保険に仕組むには、きわめて問題が多いというふうに考えております。

○塚田大願君 やはりその辺が私は、問題だと思ふのです。十年二十年先を見通して、そして植栽を指導する、しかし、一方においては農家の経営を安定させるためのその裏付けとしての価格保障についてはあまり具体的でない。むしろ、そういうことこそ私はこの基本方針の中に入れていたのだかたかと思ふのです。価格保障問題というのは、まあ、これからもむしろ、そういう点では私は、この問題は非常に果樹農民にとりましては深刻な問題になつてくるだろうと思ふのです。や

はりできれば早急にこの問題は具体化していただきたいと思ひます。

次に質問を進めますが、今回のこの基本方針の改定にあたりまして、私は非常に重要な変更が加えられていると思うのですが、その点でお聞きします。この第2の2でありますか、ここにはいままでの基本方針にはなかったものがここにあり、これは「果樹の植栽に当たっては、果樹栽培の機械化、省力化等の観点から、原則として平坦地ないし緩傾斜地に植栽すること」、こういうふうになっているわけですが、つまり果樹の植栽に適する自然的条件に関する基準、こういうことでありますけれども、「果樹の植栽に当たっては、果樹栽培の機械化、省力化等の観点から、原則として平坦地ないし緩傾斜地に植栽すること」。なお、傾斜地に植栽する場合にあっては、とくに農道、作業道等を整備すること、こういうふうに加わっているわけですね。

そこで、私はお聞きしたいのですが、はたしてこれが植栽に適する自然的条件の内容なのだろうか、この条件が、この点については非常に奇異の感を持つわけですが、この点ではどういうことになつておるのでしょうか。

○政府委員(荒勝兼君) この従来の、前のときにつくりました基本方針の場合には、やはりわれわれといたしましてその点が多少手ばかりであつた、というのは語弊があるかも知れませんが、このミカンについて適当なところに植えられるだろう、温度条件あるいは降水量というもののさへ明記しておけば、あとは農家の方がいい土地に植えられるというふうには理解しておいたわけですが、いまのところ御承知のように、御指摘もありませんが、山の上へ山の上へと登つてまいりまして、いわゆる段々畑をつくりまして、非常に急傾斜のところにかんきつを植えるような傾向が非常に強く出てきておりまして、たとえば、統計的に申し上げますと、これは過去の分も含んでございますが、二十五度以上の植栽のものが、植えられているものが

二十五度以上のものが一六%を占めている。十五度から二十五度までの分が三九・三%ということ、特にわれわれから見ますと急傾斜地帯に特にかんきつが植えられておるわけでございます。こういうことになりまして、昔のように労働力が非常に豊富などときには、あるいはそれでよかったかも知れませんが、やはり今後の農村労働力の不足ということが強く叫ばれ、また、それに対応するためにわれわれといたしまして機械化というものを大いに入れていきたいと思ひまして、アメリカのオレンジ農業とある程度競争ができるものにするように、機械化なり省力化を推し進めようと思ひまして、急傾斜地帯では機械も入らないうち、かんきつでも、今後なるべく平坦なところ、機械化のできるところにかんきつ類を植えていきたいというところから、緩傾斜地に限る。また緩傾斜地というものは、ミカンの植栽については、むしろ都合のいいほうでありまして、われわれといたしましては、今後それを奨励してまいりたいということでございます。

さらに、従来の農林省におきまして土地基盤整備という点につきまして、この果実についての土地基盤整備は、とかくおくれがちであつたのであります。最近のこの二、三年の農林省の姿勢といたしまして、果樹につきましても土地基盤を大いに整備するということで、特に農道、作業道については、農地局も含めて私のほうでも、この予算を非常に多く重点的に取り上げまして、今後整備してまいりたい。こういうことによりまして、この日本の果樹農業の将来の経営の安定に多少でも資し得るようになつてまいりたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○塚田大願君 そこで自然的条件という問題ですが、実は、私は先ほども申しましたように、この二月に西宇和の夏ミカン地帯に行つてみました。見たのですが、あの辺は局長も御存じかもしれないが、三十度から四十度くらいのは、緩傾斜地なんですね。びっくりしました。そこでほとんど傾斜をなし、これは農民の苦勞というものは、た

いへんなものだと思ひましたが、しかし、そこへ行つてみましている技術員などのお話を聞きますと、やはりミカンは傾斜が急なほうが潮風を受け、あるいは日光の日当たりがよろしい、こういう点で、非常にミカンとしては、味がよくて甘みも強い、こういうふうな技術員も言つておりました。最近三月十七日にNHKが日本農業賞を受賞した、愛媛の南宇和の農民の方々の話を放送しておりましたけれども、この日本農業賞というものを受けたマルエム甘夏生産組合でありますか、この南宇和、ここなんかテレビで見ましたら、ものすごい傾斜地ですね。やはりそういうところがたいへんいいものができるといふことの証拠だつたと思ひますが、しかし、一方おっしゃるやうに、ああいう段々畑のすきいところで作業することは、農民の方々の命を縮めるやうなものだといふことを言つておられました。しかし、やはり農民はそういう条件の中でも、一つにはとにかくいま政府が言つておるやうな国際競争力から考えてみても、味で負けてしまつたらだめだ、やっぱりおいしいミカンをつくるには、少々手間がかかつてもいいかたがない、がんばらなきゃいかぬのだ、こういうふうな農民の方々は言つておるのだ、確かにアメリカのオレンジなんかの味を見れば、ちよつとやそつとのことではなかなか国際競争力というものはつかないと思う。やっぱり味に対しては味ということが、非常に重要な要素だと思ひます。そういう意味で、やはり農民の皆さんはそういう努力をしておられる。また日本のやうな狭い国土で政府が言つておるやうに、十五度以上の温度の地域なんというものは、非常に限定されておるわけですよ。ですから、そういう限定されておる中で経営規模の拡大を非常に努力をしてやつておられる。この農民の努力と意欲というものを、私はやはり正しく評価していかないと、ほんとに心の通つた果樹政策というものは出てこないのじゃないですか。とにかく緩傾斜地は補助の対象にしないのだ、緩傾斜地、あるいは平坦地だといふやうな基本方針では私は、やっぱ

りうまいかない。その点で私は、この間の委員会でも農林大臣といろいろ論議したのも、やはり生産の主体である農民を中心にしたものの考え方、政策、こういうものが必要だといふことを強調したつもりでありますけれども、そういう点では、これは大臣にお聞きしたいと思うのですが、これは基本方針ですね、これはどうでしょうか。はたしてこれでうまくいくとお考えでしょうか。大臣ひとつ、この間の続きになるかもしれないけれども、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) いまのお話の、いろいろのことがあると思ひます。土地の高度利用とか一畝といふ点は私はよくわかりませんが、味などという点もあれば、やはり傾斜地でも植栽するといふことが果樹農家にとつて非常に意欲的になる、こういうことも考えられると思ひます。また一方、局長の言うやうに、労働力の問題あるいは機械化の問題、そしてまあ生産性をあげるという点から見れば、平地のほうが有利だといふ面もあります。ですから、そういう面はコスト低下といふやうな有利な面、基本方針の中に書いておるんだと思ひます。しかし、特殊の、いいものをつくるというやうな果樹農民の希望、期待、努力、こういうものも、いまお話しのようにあると思ひます。そういうものも何もこれは禁止するといふことじゃございませんで、そういうことがあつて私はいいことだと思ひます。でございますので、一つの、こういうことをしたほうがコストであるのだからという意味で基本方針の中に書いてあるのだらうと思ひます。何もそれを固執するといふ必要はないと思ひます。事情に応じて、また生産農民の意欲、希望といふものも入れて奨励するといふやうな態度で臨みたいと思ひます。

○塚田大願君 では話を進めまして、いま局長から農道については、積極的にやるというふうなお話でございましたが、これも現地へ行つてみましたら、基幹の農道は一応できておりますけれども、もう作業道路なんかになりましたら、全然こ

これは手がついておられないんですね。それだけに農民が非常に苦勞しておる。こういう状態では、しかし、こゝでも一つ私が感じましたのは、ああいう急傾斜地でモノレールという新しい設備が開発されておるんですね。たいへんすばらしいんで私、びっくりました。一本の線をずっと引いて、この急傾斜地を二百キロぐらいのものが運べるのですか、なかなか能率がいいんですよ。で、これはどこで開発したんだと言ったら、地元の人たちが考えついてやったと。ただ、これが百メートルつくるのに三十万円とかかかって、なかなか費用がたいへんだと。これはひとつ補助の対象にしてもうえないものだろうかというようにことを言っておりました。これは、ほんとうに働く農民の知恵から生まれ出た装置であり、機械なんですね。こういうものはやはり積極的に補助の対象などにしてやっていくべきじゃないか。そうすればその急傾斜地といえども、けっこう能率がある。もうここにやっぱ農民の知恵というものがあつたということを感じましたので、この点はひとつ今後農林省としても検討していただきたいと思ふんです。

次に、もう時間も迫つてまいりましたから進めますが、改植の問題ですね。これは西宇和に行つてみて、大きな夏ミカンの幹がばつさりばつさり伐採されているわけです、そして改植されているわけですね。去年私は津軽へ行きまして、やはり二十年、三十年のリンゴの木が切られるのを見まして、たいへん胸を痛めましたけれども、今度も西宇和へ行ったら、夏ミカンの大きな木がほとんど切られていつている、で、改植されている。しかし、この伐採、改植は、これは共済には入らない、当然入らない。だから共済金はもちろん一銭ももらえない。こういう問題がやはりあるんですね。で、特にそういうところへ行つて農民の皆さんに聞いてみると、とにかく改植したといつても、七年、十年たたなきや実がならない。それまでの間は一体生活がどうなるのか、生活の保障をどうしてくれるのか。あるいは改植のための補助

金として幾らか出ているけれども、これはもう苗木の値上りばかりでパーだということです。何でも一年間に百円くらい上がるそうです。苗木の補助は、一本百円くらいですか。何かそういうことでまるで全然役に立たない。そういうことで改植の問題でも非常に農民の皆さんは苦勞されておりましたけれども、こういう改植に対しては何らかの——なるほどこれは自然災害ではありませんが、いざ政策による災害、被災みたいなものがあるから、やはりものと政府の国庫負担があつてしかるべきではないかと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(荒勝巖君) 昨年のグレイプフルーツの自由化に伴ひまして、従来からとか普通夏カンの自由化に伴ひまして、国内的にも国民所得の向上に伴ひまして、普通夏カンよりも甘夏のほうが国民の消費の需要が強くなつてまいりました。普通夏カンの取り扱いについては、農家のほうでもお困りになつておりましたし、われわれのほうとしても、多少危惧の念があつたわけでありました。その結果、グレイプフルーツの自由化と相見合ひまして、普通夏カンを改植して、何らかの形で高級な甘夏あるいはその他の伊予カンなり、ハッサクなり、そういった難かんなり、あるいは需要の強い温州ミカンに切りかえる必要があるというこの緊要性を認めまして、昨年予備費をもちまして普通夏カンの改植に要する利子補助をする、融資に伴う利子補助をする、低利融資を行なうということ、農家の実効利子といたしましては大体年間三分というところで、ひとつ災害対策と同様の低金利でもつて融資することにした次第でございます。またそのほかに、この融資事業のほかに、予算的にも夏かん園等の再開発事業というところで三億三千万、品種更新事業でわずかでありますが二千九百万、その他栽培増進力機械というところで四億三千四百万というようなことで、夏かん対策として一貫的にこういった事業をくふうされておるわけでありましたが、ただいま御指摘になりました、昨年まではこのかんきつ類

に対する苗木の価格は、低く政府におきましてもしておりました。百円でありましたが、このかんきつ類の農家の強い御要望もありまして、大体実際の市価にひとしい、大体予算単価といたしましては、かんきつの苗木の補助金の単価を三百円に今回一挙に引き上げまして、農家の要望に十分こたえたつもりであります。なお、こういったことによりまして、今後リンゴ等、ただいま御指摘ありましたが、リンゴの一部、国光とか紅玉という古い型のリンゴが需要の動向に十分乗れず困つておりましたのを、改植あるいはつぎ木というようなことによりまして、富士なり陸奥なりに切りかえたことによりまして、北東北方面のリンゴ農家が非常に再開発に成功した例もございますので、そういった例をわれわれは十分参考にしながら、この夏かん対策につきましても今後十全の措置をとつてまいりたい、こういうふうと考えている次第でございます。

○塚田大願君 最後に幼木の共済の問題についてお聞きしたいと思つておつたのですが、時間もまわりましたし、きつちと時間は守つたほうがいいと思ひますので、この点はだれか何人かの方々の説明がございましたので、この幼木に対して共済の対象にしたい、これはやっぱり早急にやつていただく必要があると思ふのです。準備が進まない、調査が進まないというのではなくて、とにかくいま申しましたように、たいへん植栽をどんどん進められる、こういう状態ですから、この幼木の比重というものは非常に大きいと思ふので、その点でひとつ最後に要請をいたしまして、質問としましては私は農林大臣にもう一度お尋ねしたいのですが、この間最後に御質問いたしましたのが、時間も切れてしまつて残念に思つたので、きょうもう一度確認しておきたいのですが、いまのミカンの問題、果樹の問題で、やはり自由化の問題というのは何となくわれわれの頭の中に不安として残つておる。そこでやはり大臣がこの間衆議院の予算委員会でお答えになった——三月十七日でありましたが、このときにこういうふう

におっしゃつておりましたが、「あとの二十四品目に対しては、基幹的な作物でございまして、これは自由化しないという方針はきめていて、そういう五十二年までに自由化」云々と、そんなものはございせん、まあ、こういうふうには言つていらつしやるんで、これはたいへん心強いわけですね。二十四品目に対しては、基幹的な作物ですから、これは自由化しない。で、この点を私はもう一度確認していただきたい。というのは、この発言の最後に、そうではなくて、「逆の研究」を私のほうはしておるんですよ、こうおっしゃつた。ですから、この点では私は間違いないことだと思ふんですが、まあそういう意味で、もう一度大臣のこの自由化に対する見解を確認をして、私の質問を終わりたいと思ふわけです。

○国務大臣(赤城宗徳君) どこでも私が申し上げることに別に変わりはないわけでございます。日本農業の体質改善をして強化していく、これは国の全体のためにも、また農民のためにも、あるいはさらに国民全体の消費者のためにも、こういう点を考えまして、日本の農業の体質改善できるまでは——できるまでつたつてすぐにはできないわけじゃありませんから、当分の期間でできれば農作物に対しての自由化というものはしないという方針でございます。それで、国際情勢からいろいろ南北問題なんかもあつたりなんかして、そういう要請も決してこれで行くかと思ひます。しかし、そういうことは出てくるかと思ひます。しかし、そういうことに対処するにも、自由化というものは、まあ個別にいろいろ品目の輸入を多くする——少しは多くする場合もありましよう。あるいはまた、開発途上国などからの要請に対しては、開発輸入というか、その開発を援助する、協力していく、そして物を輸入するというような場合もある。いろいろなさういふことはあると思ふが、とにかく自由化というふうな形で臨むつもりは全然ございせん。どうぞ御了承願ひます。○委員長(高橋雄之助君) 他に御発言もなければ

ば、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、これより採決を行ないます。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋雄之助君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)を政府は、最近の厳しい農業情勢にかんがみ、長期的展望に立つて果樹生産の基盤整備、果実の需給と価格の安定対策、災害対策等を一層拡充し、果樹経営の健全な発展を図り、国際競争にたえうる果樹農業を確立するとともに、本制度の運用に万全を期するため、左記事項を検討して、その実現に努めるべきである。

記

一、本制度の対象果樹については、すみやかにかきなどを追加するとともに、その他の果樹農業振興特別措置法適用果樹についても、実態に即し、調査を終了し、早期に事業対象に加えるよう配慮すること。

二、果樹農業の特性、地域性を十分に反映した基準収獲量、共済金額、掛金率の設定を指導し、適確な損害評価方法の確立、被害の把握に努め、補償の充実を図るよう努めること。

三、樹体共済については、共済事業の対象として、今後幼木を含める方向で検討するとともに、損傷等による分損被害を適切な範囲で対

象事故とするよう措置すること。

四、果樹共済事業の効果的運用を図るため、支払共済金等の削減が行なわれないよう指導すること。

五、果樹共済の特殊性に照し、農業共済団体の事務執行体制の整備に特別な配慮を払い、職員、共済連絡員等の待遇改善に資するため、国庫負担の拡充を期すること。

六、農業生産の進展に対応して、施設園芸、地域特産物、肉豚、鶏等の新規共済について、早急に基礎資料の整備を行ない、制度化を促進すること。

右決議する。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高橋雄之助君) 総員挙手と認めます。よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、赤城農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○国務大臣(赤城宗徳君) どうもありがとうございます。ただいまの附帯決議につきましては、その決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処いたしてまいりたいと存じます。

○委員長(高橋雄之助君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高橋雄之助君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高橋雄之助君) 次に、土地改良法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。赤城農林大臣。

○国務大臣(赤城宗徳君) 土地改良法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容などを御説明申し上げます。

土地改良法は、昭和二十四年に制定されて以来、数回の改正を経て今日に至っておりますが、この間、本法に基づく各種の土地改良事業が施行され、農業生産基盤の整備をはかることにより、農業の生産性の向上、農業構造の改善等に大きく寄与してまいりましたのであります。

他方、わが国農業及びこれをめぐる諸情勢は、近年著しい変化を生じ、これに対応した総合農政の新たな展開をはかることが要請されているのであります。この一環として農業生産基盤の整備につきましても、これらの新たな事態に即応して、さらに一層強力かつ計画的に推進することが緊要となつております。また、最近における、土地改良事業の実施面について見ましても、従来には見られなかったような広範な地域を対象とする大規模かつ基幹的な土地改良事業を推進する必要があると見ております。

また、都市化の進展に伴い農村における土地及び水の農業上の利用とその他の利用との競合が増大してきているなど、現行の土地改良制度が農業あるいは農村の事情と必ずしもそぐわない面も生じてきているのであります。

このような情勢の変化に対応しつつ、今後の農業生産基盤の整備を計画的かつ効率的に進めるため、このたび土地改良法の全般的にわたる改善合理化をはかることとし、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、換地を伴う土地改良事業における農用地以外の土地の取り扱いに関する改正であります。すなわち、圃場整備事業等を実施するに際し、その実施地域内に介在する農用地以外の土地をこの事業に取り込み、事業の合理的な推進をはかることができるようにいたします。また、共同利用施設用地、公共用地、工場用地等が新たに必要

な場合にはいわゆる創設換地等の手法により、そ

の区域内の土地をこれらの新たな用途に充てることとができることとしたのであります。

第二は、土地改良事業の総合的実施のための改正であります。現行土地改良法は、数種の土地改良工事を行なう場合には、その種類ごとに別個の計画を定めて別個の事業として実施することとなつておりますが、最近におきましては、一体的な計画のもとに各種の工事を組み合わせた総合的な土地改良事業を実施する必要があると見ております。この改正は、これをあわせて一個の土地改良事業として施行することができるよういたしました。また、土地改良事業計画の概要を公告して関係農業者等の同意を得る前に関係市町村長の意見を聞かなければならないこととし、農業振興地域整備計画に基づく施策等との調整に資するよう配慮いたしました。

第三は、農業振興地域整備計画の達成上必要があるときは、市町村が国営または都道府県営の土地改良事業の施行を申請する道を開いたこととあります。この場合、農業者がこれらの事業の実施を申請する場合と同様関係農業者等の三分の二以上の同意を得て申請することができるとしたほか、特に基幹的かつ先行的な施設の建設の事業につきましては、関係農業者等の同意を得ないでも、関係市町村の議会の議決を経る等の手続によりその実施を申請する制度を設けることとしたのであります。

第四は、農業用排水施設等の利用関係の調整に関する規定を整備する改正であります。農村における都市化の進展等に即応し、農業用排水施設等につきまして、農業利用とその他の利用との間の円滑な調整をはかるため、新たに国営土地改良事業で造成された施設については水道事業その他の公共的事業を行なう者との共有とすることができるとしたほか、下水道等と兼用することとが適当となつた施設の管理等に関する関係地方公共団体等との協議、農業用排水路に排出される廃水の差し止め等に関する規定を設けることといたしております。

第五は、農地保有合理化法人に土地改良事業の実施資格等を付与するための規定の整備であります。すなわち、さきの農地法の改正により新たに制度化されました農地保有合理化法人につきましては、今後農業構造の改善をはかる上にその事業に期待するところ大でありますので、この農地保有合理化法人に、新たに土地改良事業の実施資格を付与する等土地改良事業と農地保有合理化促進事業とを有機的に関連づけて運営することができるようにならしてあります。

以上のほか、土地改良事業の受益地が一定期間内に農業外の用途等に供された場合にその土地改良事業に投下された公共投資を回収する制度を設けるほか、土地改良区の役員を選出及び経費の賦課、換地計画の定め方等現行土地改良制度の各般にわたる所要の改善整備を行なうこととしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋雄之助君) 次に補足説明を聴取いたします。三善農地局長。

○政府委員(三善信二君) 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容の概略を御説明申し上げます。

まず第一は、換地を伴う土地改良事業における非農用地の取り扱いに関する改正であります。

すなわち、土地改良事業は、宅地等非農用地についても、その所有者その他の関係権利者の同意を得て、その施行地域内に含めて実施することができるとするとともに、この土地改良事業の実施に伴う換地の仕組みについて創設換地、異種目換地等に関する新しい制度を設けることとしたしました。これは、圃場整備事業等換地を伴う土

地改良事業の一そう円滑な実施をはかり、農用地の集団化等農業構造の改善の推進に資するとともに、これら事業の実施を機会に土地改良施設用地等の公共施設用地、ライスセンター、カントリエレベーター等農業経営の合理化に必要な農業用施設用地のほか、農業者の住宅用地、農村地域への工業導入をはかるための工場用地等もあわせて確保し得るようになるものであります。

第二は、土地改良事業の総合的実施に関する改正であります。

現行土地改良法におきましては、区画整理事業のみについて土地の区画形質の変更の事業に付帯してその他の農用地の造成、改良、保全のための工事を行なうことができることとされておりますが、農用地造成事業についても既耕地の区画形質の変更その他の工事を付帯して行なうことができることとするほか、新たに、同一地域に重畳して行なわれる二以上の土地改良施設の新設、変更を一体とした土地改良事業、及び土地改良施設の新設、変更とその施行地域で行なわれる区画整理、農用地造成その他の事業とを一体とした土地改良事業を、一事業として行なうことができることとしたしております。

また、土地改良事業計画の概要を公告して関係農業者等の同意を得る前に、関係市町村長の意見を聞かなければならないこととし、土地改良事業相互間及び土地改良事業と他の施策との整合性の確保に資するようにいたしました。

第三は、市町村が国営土地改良事業または都道府県営土地改良事業の施行を申請する道を開く改正であります。

農業振興地域整備計画の達成上必要な場合には、市町村も、関係農業者等の三分の二以上の同意を得て、国営または都道府県営土地改良事業を実施すべき旨を申請できることとしたしました。が、この場合、最近におけるかんがい排水事業の広域化、大規模化等事業内容の実態的变化を系統面にも反映させるため、基幹的な土地改良施設の新設または変更について先行的に実施する必要がある

あるときは、この関係農業者等の同意を得ないでも申請ができることとしたしました。この同意を得ないでする申請につきましては、あらかじめ関係土地改良区等の意見を聞かなければならないこととするほか、国営事業の場合には申請の段階で、都道府県営事業の場合には事業の適否を決定する段階で、それぞれ、都道府県の議会の議決を経なければならないこととしたしております。また、この申請に基づき事業の費用の負担方式につきましては、国が都道府県に費用の一部を負担させることができることは従来の場合と同様であります。が、都道府県は、国営土地改良事業にあつてはその負担金の全部または一部、都道府県営土地改良事業にあつてはその事業に要する費用の一部を、関連する末端土地改良事業が関係農業者等の三分の二以上の同意を得て施行される段階において、その事業主体である土地改良区、その他この国営または都道府県営事業により特に利益を受ける者から徴収することができることとしたしました。したがって、基幹的な施設を利用するかないかについての事業参加資格者の意思は、関連する末端の土地改良事業に対する同意を通じて表明されるよう担保されているわけであります。

第四は、農業用排水施設等の利用関係の調整に関する改正であります。

その一は、最近において、国営土地改良事業により造成された基幹的な土地改良施設を、発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業との共用とすることが適切である場合が次第に増加しているわけであります。この共用化が円滑に行なわれるよう、共用化に際し、これらの事業者に共有持分を与えることができることとするともに、その対価の一部を地元に還元することとしたこととあります。

その二は、土地改良区は、その行なう土地改良事業によって利益を受ける組合員以外の者からも、都道府県知事の認可を受け、その事業に要する経費の一部を徴収することができることとしたこととあります。

その三は、土地改良区等は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設が、市街化の進展等により、下水道その他の施設との共用とすることが適当と認められるに至った場合には、関係地方公共団体等に対し、その施設の管理、その他必要な事項につき協議を求めることができることとしたこととあります。

その四は、農業用排水路の管理者は、その予定する廃水以外の廃水の排出により、その施設の管理に著しい支障を生じた場合等におきましては、その排出を停止すること、その他必要な措置をとるべきことを求めることができることを規定いたしましたこととあります。

第五は、農地保有合理化法人に土地改良事業の実施資格を付与する等の改正であります。

その一は、農地保有合理化法人は、その行なう農地保有合理化促進事業の一環として、土地改良事業を実施することが必要となる場合があり得るので、土地改良事業を実施する資格を与えることとしたのであります。この場合の手続等は、農業協同組合が土地改良事業を実施する場合と同様であります。

その二は、農地保有合理化法人が所有し、または借り受けている未墾地等につきまして、地方公共団体及び農業協同組合等の場合と同じく、国営または都道府県営農用地造成事業を施行すべきことを申請することができる道を開くこととしたこととあります。

その三は、国営の干拓事業により造成される干拓地につきましては、その干拓地及び周辺の地域における農地保有の合理化の促進等をはかる観点から見て適当と認められる農地保有合理化法人に対し、干拓地等を配分することができるとこととしたこととあります。これは、農地保有合理化法人が、その配分を受けた干拓地と周辺の地域における農用地とを一体として農地保有の合理化をはかることができるようにするものであります。

第六は、土地改良事業の受益地が農業外の用途等に供された場合に、その土地改良事業に投下さ

れた公共投資を回収できることとしたことであります。

このような公共投資の回収措置につきましては、現行法では、国営干拓地における目的外用途の転用の場合に特別徴収金を徴収する制度が設けられておりますが、干拓以外の国営土地改良事業につきましても、その施行地域内の土地が一定期間内に目的外用途に供され、または目的外用途に供するためこれにつき所有権の移転等がなされた場合には、国は、その負担した事業費の範囲内で、特別徴収金を徴収することができるとし、これに合わせて、都道府県営、団体営の土地改良事業につきましても、同様の趣旨の規定の整備をすることいたしました。

最後に、その他の改正について、その概略を御説明申し上げます。

その一は、土地改良区等の役員の出選方法につきまして、従来は、選挙に限られておりましたのを、他の農業団体と同様、定款で総会または総代会の議決による選任の方法をとることもできることとしたいたしました。また、土地改良区の経費の賦課につきましても、土地の受ける利益を勘案する際、地積、用水量その他の客観的指標により行なうことを明確にすることとしたいたしました。

その二は、土地改良区等が換地計画を定める場合に、あらかじめ、換地に関する専門的な知識等を有する技術者の意見を聞かなければならないこととしたいたしました。

その三は、土地改良事業計画の変更につきましても、土地改良事業の施行地域の変更は、事業計画の重要な部分として、従来施行地域全体の事業参加資格者の三分の二以上の同意を要することとされておりましたが、その変更が軽微なものにつきましても、その変更により施行地域に編入され、または除外される地域の事業参加資格者の三分の二以上の同意をもってこれにかえることができることとしたいたしました。

その他、従来運用上問題とされておりました諸点につきましても、規定を整備いたしております。

以上をもちまして、土地改良法の一部を改正する法律案についての補足説明といたします。

なお、引き続き、土地改良法の一部を改正する法律案の参考資料について、簡単に説明させていただきます。

この参考資料は、大きな項目として六項目からなっております。

一つは、土地改良関係予算及び融資の推移、第二点は、土地改良関係事業の実績、第三点は、農地集約化事業の推移、第四点は、土地改良区等の推移、第五点は、土地改良区の財産の管理状況、第六に、水質汚濁による農業被害の状況、この六つの項目を繰り込んでおります。

第一の「土地改良関係予算および融資の推移」につきましては、一ページで一つは「予算額」と「農林漁業金融公庫融資」、この実態を以下二ページから四ページにわたって記載をいたしておりますが、内容的に「農業基盤整備費」は二ページにございまして、「農業基盤整備費」を項目別にそれから年度別に予算額を記載してしております。もともと四十七年度は、要求の予算を記載してしております。この最近の予算の全体の動向をいたしましては、二ページの一番最初の四十七年度のところに、一番上の欄でございまして、見てみますと二千七百五十四億、ここ最近四十六年、四十七年と対前年度比、相当大幅に予算は増加いたしております。事業別に見ますと、大体土地改良の予算これが約八〇％程度を占めております。それから「干拓事業費」が三ページにございまして約三％、それから「農用地開発」、これも三ページの下のほうにございまして、これが一七・八％を占めておりますが、特に事業別に見まして土地改良の事業費が非常に伸びております。次は五ページにまいりまして「災害復旧関係費」、これは五、六ページに記載されております。それから七ページが「農林漁業金融公庫融資」の実績につきましまして事業主体別それから業種別に分けて、それから三十六年から四十五年度まで年次別に貸し付け決定額を掲載しております。四十六年、四十

七年は、一応予算額を書いてございます。七ページには一般の補助、それから八ページには一般の非補助の融資でございまして、それから九ページはこれは災害復旧の融資の関係をございまして、それから十ページは「業種別貸付決定額」ということで十ページ、十一ページに記載してございまして、特に耕地整備、この貸し付け額が非常に最近伸びております。

次に、「土地改良関係事業実績」、これは十二ページから十五ページにわたって書いてございまして、十三ページには「基盤整備事業完了面積一覧表」ということで各事業別に事業の完了した面積を書いてございまして、四十年から四十五年まで特別には場整備関係等農道関係が非常に多くなっております。それから十四ページは「干拓地配分実績」、十五ページは「農地および農業用施設等の被害査定額等」が記載してございまして、十六ページをぐるんになりまして「農地集約化事業の推移」と、十七ページから十九ページにわたって実績と事業別の明細を記載してございまして、十七ページ「農地集約化事業実績」ということで、換地計画によるものと交換分合によるものを年度別に記載してございまして、十八ページがそれをもう少し詳しくしまして換地計画の実績、十九ページが交換分合の実績の面積、その他集約化のリストを記載してございまして、それから二十ページにまいりまして「土地改良区等の推移」ということで設立状況、異動状況等書いてございまして、二十一ページ設立状況でございまして、地区数、面積、それから組合員数、面積別地区数、面積別の地区数で三百ヘクタール未満の非常に規模の小さい土地改良区が七八％を占めております。二十二ページには組合員数別地区数で、約三百人未満の土地改良区が非常に多いということが表によってわかります。二十三ページは「異動状況」。年度別の土地改良区の設立の状況でございまして、それから二十四ページは、昭和四十五年度の設立しました土地改良区と解散しました土地改良区の実数を、ここで増減を記載してございまして、二五ページは設

立・解散の状況の累計で、これは四十五年度末までの累計を記載してございまして、次は二六ページにまいりまして、土地改良財産の管理状況でございまして、二七ページに直轄地区の管理委託の実績の表がございまして、事業が完了しました土地改良区施設の管理を委託した場合の状況を二七ページ、二八ページは代行地区、これは国営土地改良事業の工事を都道府県に委託施行させた地区をいうわけであります。その一覧表が記載してございまして、最後は、水質汚濁にかかる農業被害の状況ということ三〇ページから最後まで記載してございまして、これは三〇ページでございまして、四十四年四月一日、全農地面積につきましても、全国の農地につきましても、調査をした一つの被害状況の実績でございまして、三三ページをちよつとごらんになっていただきますと、四十年の四月一日現在で調査した実績が、地区面積がございまして、これと三〇ページの四十四年に調査しました面積を比較してみますと、その被害が非常に地区数で七〇％ぐらい多くなっております。また農地の被害面積について五〇％ぐらい多くなっております。特に内容的には、やはり都市汚水による被害というものが四十四年は四十年に比べて三倍ぐらい増加しているというようなことがいえると思っております。

非常に簡単にまとまりのない説明でございまして、一応参考資料について説明を終わります。

○委員長(高橋雄之助君) 本案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日は、これで散会いたします。次回は、二十五日午前十時から開会いたします。

午後五時三十八分散会

昭和四十七年五月十三日印刷

昭和四十七年五月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H